



0029505000

0029505-000

338.222-Ki192z

事变下の支那金融及び金融機関

木村増太郎・著

金融研究会

1941

ADI

338222


Ki192z

8

事變下の支那金融及び金融機關

財團
法人
金融
研究
會

338222
K1192
S

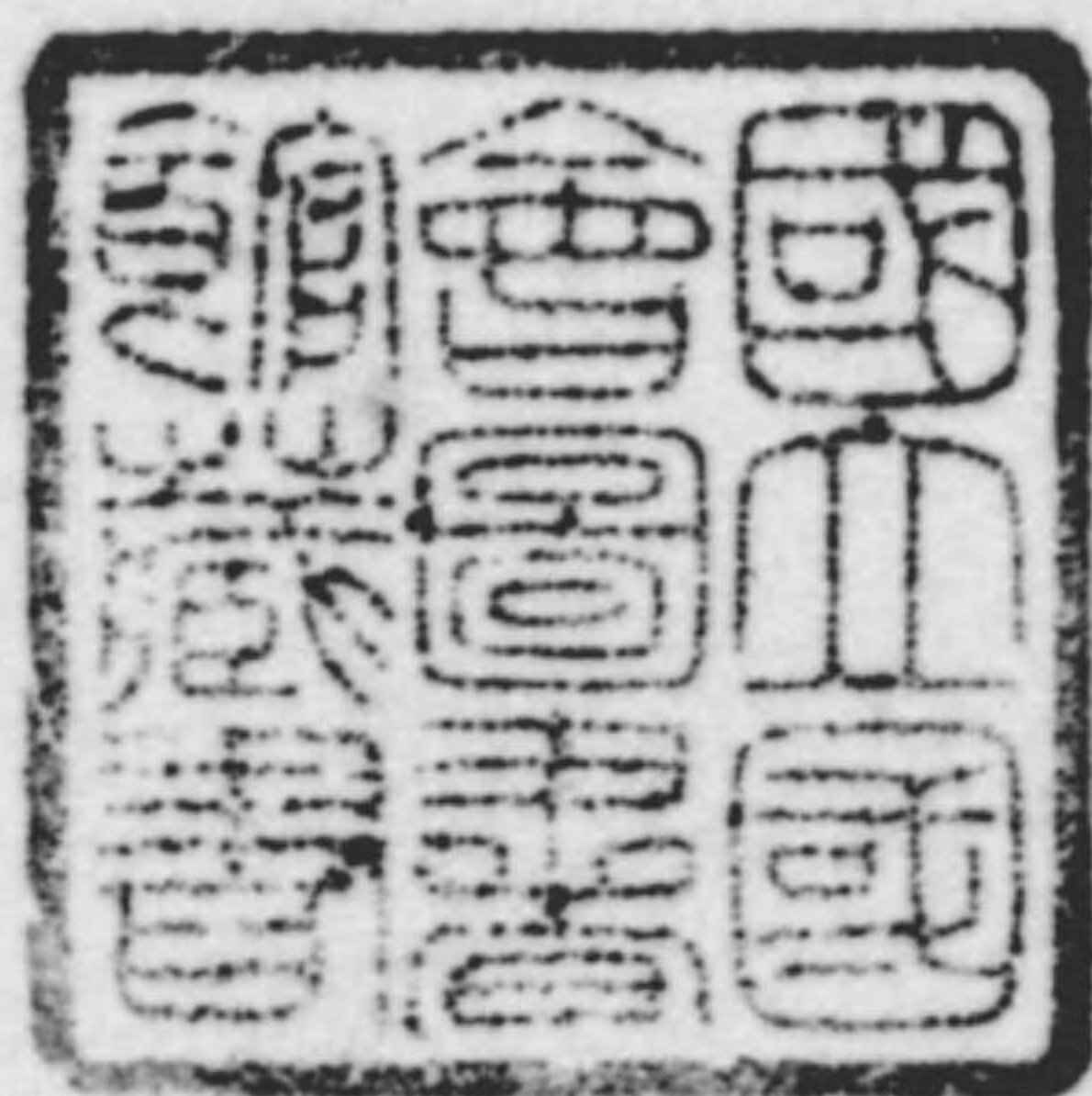


木村增太郎著

事變下の支那金融及び金融機關

財團
法人
金融
研究
會

338.222
Kil92z



録書(一五)

33768

財團法人 金融研究會

本會ハ、株式會社三井銀行ガ、大正拾五年九月ソノ創立五拾年ニ達シタルヲ記念スルガ爲メ寄附シタル金壹百萬圓ヲ以テ、昭和貳年九月設立セラレタルモノナリ。

本會ノ目的並ニ事業及役員左ノ如シ。

(イ) 目的並ニ事業 (本會寄附行爲拔萃)

本會ハ金融業務ノ改善進歩ヲ圖ルヲ目的トス。(第三條)

本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事項ヲ行フ。(第四條)

- (一) 金融業務ノ改善進歩ヲ目的トスル事業ニ出捐ヲ爲スコト。
- (二) 其他金融業務ノ改善進歩ニ必要又ハ有益ナリト認ムル事項。

(口) 役員

評議員 (イ口八順)

今	石	大	加	米	松	松	万	深	兒
井	井	橋	藤	山	井	本	代	井	玉
利	光	新	武	梅	和	健	順	英	謙
喜	三	太	男	吉	宗	次	四	五	次
三	郎	郎	氏	氏	氏	郎	郎	氏	氏
郎	氏	氏				氏	氏		
氏									

男爵

鄉	明	菊	金	結	三	土	山	評議員會長	評議員副會長	評議員副會長	理事	理事
誠	石	本	原	城	井	方	崎	鹽	津	萬	小	池
之	照	直	賢	豐	高	久	覺	澤	島	代	正	正
助	男	次	之	太	長	徵	次	昌	壽	順	正	正
氏	氏	郎	助	郎	氏	氏	郎	貞	一	四	正	正
		氏	氏	氏			氏	氏	氏	郎	正	正
										郎	正	正
										氏	正	正

監	監	監	理	理	理
事	事	事	事	事	事
金	南	橋	松	秋	松
子	條	本	林	山	田
堅	金	圭	才		
次		三			
郎	雄	郎	二	信	暢
氏	氏	氏	氏	氏	氏

昭和十六年六月

東京市日本橋區室町貳丁目壹番地壹

財團
法人 金融研究會

本報告書は曩に提出したる「事變下の支那銀行」の補足として執筆したものであつて、主として興亞院囑託井村薫雄氏の調査に係る、こゝに記してその勞を記念したいとおもふ。

昭和十五年十二月

木村増太郎

事變下の支那金融及び金融機關 目次

第一、序言	一
第二、事變直前の新式銀行概観	一三
第三、事變直前の錢業概観	三三
第四、蔣政權の戦時金融政策	三六
一、西南西北地區金融網の擴充	三九
二、國內軍費支辨の貯金獎勵	四五
三、華僑本國送金の吸收	四七
四、法幣代替の雜券發行	四九
五、戦區内の物資吸收	五〇
六、金銀の収集と金鑛探掘の獎勵	五三
七、圓系通貨流通の妨害	五九
八、以上の要約	六四

第五、金融機構の調整と蔣政權の戦時體制…………… 六

第六、銀行業の戦時動態…………… 三

一、新設・改組・合併…………… 六

二、停業・復業…………… 七

三、分支店等の増減…………… 七

四、戦區銀行の移動…………… 八

五、總括…………… 三

第七、錢業の戦時動態…………… 一〇三

一、匯割錢莊の資力…………… 一〇四

二、錢莊の畸形的發展…………… 一〇七

三、總括…………… 一〇九

第八、以上の要約—事變後の支那側金融機關の動向…………… 一一〇

第一序言

支那側金融機關は舊式金融機關と新式金融機關とに大別され、更に前者は錢莊を以て總稱され、後者は新式銀行を指稱される。錢莊は原々地方的性質を帯ぶるものであるから、その名稱の如きも各地各別である。併しそれらの系統から言へば、紹興錢莊の流れを汲む所謂南派と山西票號の流れを汲む所謂北派とに細別できる。その發生の前後からすれば山西票莊が紹興錢莊に先だつのであるが、今日金融上に占むる勢力としては山西票莊が紹興錢莊のために全く壓倒された形である。即ち急速に發展して來た新式銀行との間に壓迫されながらも尙ほ孤城を守り續けてゐるものは紹興錢莊に屬する錢莊及びそれと性質の同じ河北、河南、廣東などで呼ぶ銀號のみである。而して紹興錢莊に壓倒された山西票莊は清朝時代に山西銀行、山西票號、匯兌票局などの諸金融機關となつたものもあるが、これ等の山西票莊は爲替業務を主としたほか、官吏の預金を受入れ、また官吏に貸附けたものである。然るに右の票莊が區別した錢莊及び銀號は専ら商人との間に取引關係を結んだものである。票莊はその資本の如き錢莊よりは多額であつたが、勢力消長の激しい官吏を顧客としたため段々金融上の勢力を殺がれ、且つその特に保

守的な營業方針が禍ひするに至つて漸次凋落して了つた。これに反して錢莊は顧客が外支交易の發展と共に資力の増大する商人であつたから益々その勢力を増大したばかりでなく、資本こそ票莊よりも小さかつたが歐米銀行から短期貸附を受けて豊富に錢莊資金を有することができ、それによつて比較的短年月の間に南北支那にその勢力を張つてゐた票莊を壓倒するに至つたものである。

次に新式金融機關としての新式銀行は支那に進出して來た外國銀行に範をとり、近代的な銀行經營方法に倣つて設立された金融機關である。此の新式銀行は一八九六年上海に創設された中國通商銀行を以て嚆矢とする。一八九六年といへば英國の麥加利銀行上海支店の開設された一八五七年よりも四十年を遅れてゐるが、尙ほ純然たる支那銀行として發足したものでなかつた。即ち同行は外國の法律に準據し滙豐銀行章程に範をとつて設立され、その支配人にも外國人を据え且つ外國銀行組合に加入したのである。但しその資本金は總べて支那側のみで調達されてゐる。即ち清朝政府戶部の奏請に依り設立を裁可され、最初民間から五百萬兩を募る豫定であつたが、差當り度支部から百萬兩の融資を受けて創業、此の百萬兩は年賦二十萬兩を償還して五ヶ年後の一九〇二年に皆済したところである。また役員も支配人に英人 A. M. Maitland を聘いたほか、餘の全員を支那人で充たしたものである。此の中國通商銀行に次いで設立され、而も純然たる支那銀行として創立された新式銀行は現在の中國銀行の前身をなす大清銀行である。

大清銀行は大清戶部銀行と呼んだものを後に改稱したものである。一九〇四年戶部は機關銀行の設立を奏請して勅許を受け、一九〇五年八月大清戶部銀行なる名稱を確定し北京に本店を設立、次いで九十の兩月中に天津と上海とに各支店を開設した。その後一九〇八年戶部が度支部と改められたので戶部の二字を削除して大清銀行と呼ぶに改められた。民國革命後形式上大清銀行の整理を宣し、別に中國銀行を創設したこととしたが、實質上大清銀行の資産負債を繼承整理に任じた關係から大清銀行が中國銀行に改變されたものとなつた。右の大清銀行に次いで設立されたのが交通銀行である。

交通銀行は郵傳部がその設立を奏請勅許を得一九〇七年官民合辦公稱資本壹千萬兩、半額拂込を以て創立された鐵道、電信、郵便及び航業關係の政務に伴ふ收支を掌る郵傳部の機關銀行である。同年には最初の純然たる民間支那銀行として浙江興業銀行が設立されてゐる。此の銀行は浙江鐵路会社が發起した公稱資本百萬元、四分の一拂込を以て本店を杭州に設立されたところである。その翌一九〇八年には四明銀行の設立を見、更に一九〇九年浙江銀行、一九一〇年北洋保商銀行の各設立を見たる等、結局中國通商銀行の創立された一八九六年より清朝滅亡の一九一一年に至る十六年間に設立された新式銀行は合計十七行に及び、そのうち改組若くは停業のもの十行を除き現在まで營業を續けてゐるもの七

行である。而して此の期間は新式銀行の萌芽時代であつた。従つて資本金の如きも數十萬兩から多くも二百萬兩に止まる小さな額であり、また活動の能力及び範圍の如きも遠く外國銀行や錢莊のそれに及ばなかつた。支那の對外貿易は外國商人によつて獨占されてゐたので、自ら此の方面の金融は悉く外國銀行によつて掌握される一方、國內の商業に携はる支那商人は傳統的に錢莊を利用したものであるから、内外共に新式銀行の領域は頗る狭小なものであつた。交通銀行や浙江興業銀行の如き、孰れも物資の交流を圓滑とし實業の發展を援助することを以てその設立の目的として掲げたものであるが、その實際は中央政府や地方政府の爲めの官金出納を以て主要業務をするに止まつた。

民國革命以後、前清末葉萌芽した新式銀行が急激な發育を遂げた。先づ國家銀行として前述の中國銀行を創設したのを初めとして江蘇銀行、中華商業儲蓄銀行、廣東銀行等の設立を見た。即ち前に述べた如く一八九六—一九一一年の十六年間に、僅々十七行の設立を見たに過ぎなかつたものが、一九一二年（民國元年）の一年中に合計十四行の創立を見たのである。此の増設のうちには民國革命といふ政治機構の變化と照應する金融機構の變革も織込まれてゐる。例へば陝西官銀錢號が秦豐銀行、山東通濟官錢號が山東商業銀行、江西官錢號が江西國民銀行、湖南官錢號が湖南銀行、安徽裕皖官錢局が中華銀行に夫々改組された如き何れも是年の新式銀行の創立として計上されてはゐるが、併し民國革命といふ重大

な政治上の變革に伴ひ舊政治勢力と吻合して來た錢莊、票號等の舊式金融機關も没落の時を迎へ、そこに新式銀行發展の新情勢の醸生された事實が認められるのである。斯かる新式銀行の發展にとつて惠まれた條件の造り出された民國政府成立以後、毎年新式銀行の増設を見たが、特に一九一六年（民國五年）以後の増設が目立つた。一九二一年から一九二三、四年に至る間に新設されたもの實に七十九行の多きを算する盛況であつた。此の期間は第一次歐洲大戰勃發による支那產業界に於ける戰時好況の時から戦後の好況更にその反動不況の時までであつたので、戦時下交戦各國の商品の壓迫から解放された支那民族工業の勃興及び之に伴ひ新式銀行の業績が好調となつたこと、また支那政府が内國公債を濫發、極めて有利な條件を提示して新式銀行の投資を誘導したこと、戦争利益を擅にした支那人商工業者が盛んに投機を試み、その失敗に伴ひ手持ちの資金が段々銀行の庫中に流込んだこと等の諸事情が新式銀行を非常な有利な事業となし自ら此の期間に急激な増設となつて現れたのである。併しその後一九二七年に至る期間は蒋介石の北伐軍の戦争もあり、國內の政局の不安及び打撃く戦争によつて商工業の沈滞を來たし、第一次歐戰當時の好況を正反對の不況期間と化し、一時好勢を呈した新式銀行の發展も全く頓挫を來たし逆に凋落の状態にすら陥つて了つたのである。かくて一九一二年から一九二七年に至る期間は新式銀行の濫設時代であつて、設立された數も多かつた反對に倒閉した數も多かつた。此の十六年間に創

立された新式銀行は合計百八十六行で、そのうち現存するもの僅かに五十一行であるから、その他百三十五行は倒産した譯である。

元來支那では銀行業に對して別段取締規則が行はれてないから、朝開暮閉も亦已むを得ない。結局支那人預金者はその都度大小の損失を被むることになる。特に各銀行は銀行通貨を造出するために銀行券を發行することが普通であつたから、一度び發券銀行が倒産した場合その損失の及ぶ範圍は非常に廣いものとなる。而して同様相踵いで新式銀行が破綻した原因としては次の諸點を主なるものとする。

一、省立銀行の場合 民國成立後各省政府は競つて在來の省政府機關の官銀號とか官錢號とか言つた舊式金融機關を改組して新式銀行に改めたものであるが、袁世凱が帝政復活を企圖し自ら帝を稱した以後、統一の局面は破れ再び四分五裂の局面を展開するに至り、各省割據の政争を繰返し、これに要する軍費の如きそれ／＼の省政府で捻出しなければならなくなつた。ところが別段の財源を有たない省政府のことであるから、結局軍政費はこれを省銀行發行の銀行券に依存せしめるほかなく、自然時の省政府當局の勢力が墜ちるとき既發銀行券の信用も落ち、遂に省銀行の破産倒閉となつたものである。

二、商業銀行の場合 民間の出資に成る商業銀行は省銀行と設立の事情を異にし、専ら政府公債や各種借款に暴利を占むることから濫設に陥つたものであるだけに、政局の不安、政府當局の勢力の消長から常に銀行業績も一張一縮の不安定なものであつた。特に一度び政府當局が代ると忽ち前政府發行の公債は所定の元利拂が停止される結果、財政資本に投下した銀行資金が回收不能に陥り、當時此種回收不能に陥つた貸倒實に少くも百萬元多きは五千萬元にも及んだものであつた。これに依て商業銀行の破綻が相踵いで起つたのである。

右の省銀行及び商業銀行の破綻に於ける實情は銀行營業の範圍が極限され、外國關係が總べて外國銀行に依て吸收されて居り、支那商人關係が多く錢莊に依て掌握される爲め勢ひ新式銀行の活動が財政資本を以て最も有利な投下部門とし、自ら政治勢力の興敗に伴れて或は伸び或は縮み、結局その多くが倒産するに至つたことを物語つてゐる。その後一九二七年國民政府を稱して南京政府が成立して新式銀行業務に一時の安定が與へられることとなつた。南京政府はそれ以前廣東政府や武漢政府の時代にも中央銀行を設立して北伐軍費の捻出手段として銀行券を發行したものであるが、當時は之を維持する資力をもたなかつたので孰れも失敗の歴史を刻んだのである。ところが南京政府成立後は上海といふ支那金融の中樞市場を掌握したものであるから、中央銀行も爾來今日に及ぶ基礎を與へられたのである。且つ又南京政府は金融支配に特に意を用ひ、或は中央銀行の資力を増大し、或は民間の銀行に投資して政府の

支配下に入れるほか、更に新式銀行の全般に及ぶ政府の支配権を確立する諸方策を探り、また幣制を改革して貨幣の分野からも政府の金融支配力を強化したのである。中央銀行に就て言へば、一九二四年孫文が廣東に國民政府を開設すると共に政府の機關銀行として創設したに始まり、その後一九二六年北伐軍が武漢を攻略した時にも漢口中央銀行を設立、更に一九二七年南京に國民政府を設置するに及び又もや中央銀行を創設した。現在蔣政権側で中央銀行を稱するのが、此の三度目に設けられた中央銀行であつて、同行はこれを國家銀行として一九二八年十一月一日初めて成立したところである。創立當初の資本金は二千萬元であつて金融短期公債を發行して拂込みを終つたものである。而して先に廣東及び漢口で設立された中央銀行の方は相前後して省銀行に改組、同時に南京政府財政部は中國銀行を國際爲替銀行とし、交通銀行を興業銀行とすることを規定した。但し實際には中央、中國、交通の三銀行の間に於ける業務上の區劃の如き机上一片の計畫に止まつた。

南京政府成立の一九二七年以後新式銀行の新設相踵ぎ、その後の十年間に百三十餘行を算するに至つたと同時に、既設の新式銀行も業務の發展を遂げた。特に上海に於ける銀行業の發展に極めて顯著なるものがあつた。此の種上海銀行業の發展は次の三點を以て主因とする。

一、國民政府を稱する南京政府が廣東、武昌の兩國民政府時代を経て南京に成立した以後、従前北方に

設立されてゐた新式銀行も政治勢力との接近を圖るため段々南方に遷つて來た。偶々上海が首都南京と近接し、同時にまた全支商工業の中心となつてゐた關係から南下して來た北方の諸銀行が上海にその本據を集中するに至つたものである。

二、南京政府成立以來窮乏財政を賄ふに一に内債政策に頼つたものである。當時外債が政府信用の失墜によつて不可能であつた上に、第一次歐洲大戰を経て膨脹して來た新式銀行の資力が又南京政府の内債政策を支援する結果となつたが、兎に角内債は短年月のうちに累加された。即ち一九二七年から一九三一年に至る僅々五年間のうちに十億元を突破する増加振りであつた。銀行業はこれ等内債の累加を通して暴利を占め、そこに發展の基礎を造つたのである。

三、一九二八年以後世界物價は戦後好況の反動を受けて激落するに至つた。これに伴れて等しく貨物である銀の價格も慘落を告げ、世界の過剩銀が唯一の處分市場としての上海に集注滯積された。茲に新式銀行は豊富な手持銀を發券準備として盛んに銀行券を増發したものである。その結果金融は極度に緩慢を告げ、小工業一時の勃興を來たし、家賃の昂騰、地價の奔騰を生じ、銀行業は土地家屋を抵當とした貸附に資金を投下し、またそれに投機するに至つた。かくて此の間に新式銀行の業績の發展を遂げたのである。

一九三一年以後歐戰鎮定に依て復歸した金本位制度を日英等諸國が再び拋棄することとなつた。その結果として一般物價が漸次回復騰勢に轉じ、先に慘落した銀價も伴れて反撥するに至つたのである。右に因る世界經濟の動搖が漸次支那にも影響し初め、その金融も段々引締つて來た。同時に一九三一年九月十八日に發した滿洲事變及び翌一九三二年一月二十八日に起つた上海事變から支那經濟は深刻な打撃を受け、また一九三一年の揚子江水害による農民の困憊等此の期間に折り重つた内外の惡材料に依て支那の農村崩壊、一般産業の萎靡、不動産業の凋落、民族工業の全面的没落となつた。ところが銀行業のみは此の環境のうちに在つて獨り發展を續け、相變らず新設されるもの少からず、特に一九三四年の如きは新設二十行の多きを算した。その主なる原因をあげると次の如くである。

一、南京政府は一九三二年以後も引續き赤字補填を内債に依つたものであるから、新式銀行が或は内債引受けを通し、或は短期貸附を通して政治投資に暴利を占めることができた。元來政府公債の引受けには天引三割とか四割の利益を得るから政治投資による新式銀行の利益は極めて巨額に達するものである。従つて一般産業界が萎靡したに反して、獨り新式銀行業のみは繁榮を續けることができた。

二、錢莊などの所謂錢業は民國革命以來一時崩壊の足取を示したが、併しその後再び業績の好轉を見るに至つた。一九三二年の前に在つて、錢業は一方面外國銀行と聯絡して資金を得、他方面新式銀行の

遊資を利用して事業を經營し、その繁榮を來たしたものである。一九三二年の後は内地錢業が農村經濟の崩壊及びそれと關聯する一般商工業の倒産に因て預金の漸減、貸附の回收難に陥り、同時に上海銀行業よりの融資も減額されることとなつた。かくて内地錢業は手許資金が益々涸渇するに至つて倒産、また都市錢業もその深刻な打撃を受けたものである。新式銀行は斯うした内地錢業の没落に代つてその營業を内地にまで擴大する機會を與へられた。茲にまた新式銀行の特異の發達がある。

新式銀行の内地金融部面への發展はその支店數の増加に如實に表はれてゐる。即ち一九一二年以前に於て全支に僅か十八行の支店を算するに過ぎなかつたものが、その後一九二七年に至る間には實に支店數二百二ヶ處の多きに及び、更に一九二二—三一年の間には支店數三百五十ヶ處に達した。また一九三二—六年の間には年々百ヶ處以上の支店を増設し、一九三四年の如きは一ヶ年の支店新設二百九十六ヶ處の多きを算した。要するに、新式銀行は錢業衰退の過程中に在つて一路發展の歩みを續けて來たものである。一九二七年の南京政府成立の年から支那事變突發の一九三七年に至る十年間は新式銀行設立の最も活潑であつた期間で新設百三十七行、停業三十二行、差引百五行を残して、現存新式銀行三分の二強を占めてゐる。従つて新式銀行の發展は支那事變直前の數年間に極めて急速であつたことが判かる。かくて一九三七年七月七日支那事變の突發を見、支那の新舊金融機關は甚大な打撃を受け、特にその多

くが上海及び天津の租界に本店を有したものであるから、敵性租界の防壁に多少の庇護を受けたとは謂へ、その周圍が皇軍絶大の優勢を以て完封されるに至つて全くその機能を殺がれて了つた。事變の當初新式銀行の多くは戦禍を避けて開戦以來夫々の本店を内地に移し、また安全地帯を擇んで移轉すると同時に内地支店を閉鎖するものも多かつたが、戦線の蔣軍隊の敗退に伴ふて段々奥地に押し進められ、皇軍占據地域の平和が取戻されるに伴つて漸次復歸するに至つた。蔣政權機關銀行を初め民間新式銀行の一部は西南地區に向つて蔣軍隊の遁走に従つて移動して行つたものであるが、これ等奥地逃避の諸新式銀行は廣大な皇軍占據地區に於ける活動を封ぜられた埋合はせとして西南地區に支店網を充實するに至つた。併し戦争による深刻な打撃を受け、而も諸産業未發達の西南地區に於て充實された新式銀行の支店網なるものは農村經濟の開發發展に新鮮な血液を供給するものではなくして、それとは反對に農村經濟に流れてゐる血液を吸ひ取る吸血管となつてゐる。従つて蔣政權に隸屬する諸新式銀行は究極に於てそれ自身の活動を萎靡せしめる方向に進んでゐるものとなる。此の點は皇軍占據地域に残存若くは復歸したる諸新式銀行の好望な將來を約束され、また現在活潑に營業を繼續してゐるのと全然反對である。以下斯かる現状に於かれる支那側金融機關につき、その事變直前に於けるこれ等支那側金融機關の動態を概観し、更に本文の主題である事變後の支那側金融機關の實情並に動向を考察するであらう。

第二 事變直前の新式銀行概観

南京政府成立以來財政資本への投下を以て新式銀行の主要なる銀行利得の源泉として急速に發展を遂げたこと前述の如くである。今次事變突發の直前一九三七年六月末現在に於て新式銀行の本店數は百六十四、その支店數は一千六百二十七であつた（中國銀行經濟研究室編纂の民國二十六年全國銀行年鑑による）。その地域分布は次表の如くであつた（前出全國銀行年鑑の計數による）。

新式銀行地域分布（一九三七年六月末現在）

地域別	本店數	支店數	計	地域別	本店數	支店數	計
東部	六	七三	六三	山東省	四	天	三
江蘇省	六	四二	四八	河北省	一〇	一九	一九
浙江省	四	一五	一五	河南省	一	七	七
北部	一六	三五	三三	中部	二	三六	三八
山西省	一	四〇	四一	安徽省	一	九	一〇

江西省	三	九	八	廣西省	二	三	四
湖北省	三	九	七	廣東省	七	三	五
湖南省	四	〇	四	西北部	三	六	元
西 部	八	一	八	新疆省	一	八	九
四川省	一	五	一	寧夏省	一	四	五
甘肅省	一	五	一	蒙 疆	一	四	五
西康省	一	一	一	國 外	三	六	九
陝西省	二	〇	一	滿洲國	一	三	〇
貴州省	一	四	四	香 港	七	二	一
南 部	一	一	一	其 他	五	二	元
雲南省	一	六	七	計	一	六	七
福建省	四	七	七		一	六	七

右表によると、事變前に於ける新式銀行の分布状態は江蘇、浙江兩省の東部支那に本店數の半數以上が集中してゐたこととなる。更に此の地域に集中した新式銀行は多く上海に在つたもので、また上海が全支那金融の中樞市場を形成してゐた所以である。上海を含む江蘇省と古くから上海に近接して金融業

の發達した浙江省とを合はせた東部支那に在る新式銀行と餘の各地域のそれとを比較すると、東部支那の江蘇、浙江の兩省に在る新式銀行の本店數は全體の五割五分を占め、その支店數は全體の三割五分に當つてゐる。更に新式銀行の性質別につき本支店及び行員數を掲記すれば次表の如くである。(前出全國銀行年鑑による)。

新式銀行性質別本支店及び行員數 (各六月末現在)

性質別	本店數		支店數		行員數	
	一九三六年	一九三七年	一九三六年	一九三七年	一九三六年	一九三七年
中央及特許	四	四	三九〇	四九一	七三四一	九一五五
省 市 立	三	三	三三一	四六四	四三三九	五五四〇
商業儲蓄	〇	〇	三三三	四〇八	八九一七	八九〇三
農 工	三	三	一四七	一七三	二五三九	二五二五
專 業	一	一	二五	二五	一三五六	一三四三
華 僑	九	一〇	三〇	三五	一、八〇	一、四八三
計	一四	一四	一、三三三	一、六三七	三、五六三	三、八八八

此の表の「中央及特許」銀行は中央、中國、交通、中國農民の蔣政權側の政府系銀行である。「省市

立銀行は、省または市政府の機關銀行、「商業儲蓄」銀行は商業または貯蓄銀行の性質を帯びる銀行である。「農工」銀行は農業または工業銀行、「專業」銀行は各種の業別に専門の銀行、「華僑」銀行は在外支那人の金融機關としての銀行である。更にこれ等新式銀行の拂込資本を一表に示せば次の如くである。(前出全國銀行年鑑より集計)。

新式銀行拂込資本 (各六月末現在・單位元)

性質別	一九三四年	%	一九三五年	%	一九三六年	%	一九三七年	%
中央及特許	一三六,七五五,五〇〇	四〇	一六六,九一五,七五〇	四三	一六七,五〇〇,〇〇〇	四三	一六七,五〇〇,〇〇〇	三九
省市立	三三〇,八五一七〇	九	三七三,三四三,三九	一〇	五九八,一三三六	一五	七,八八三,七五	一八
商業儲蓄	七五,五九九,六〇	三	七三,三〇,七二	二	七五,三九,二九	一九	八三,四八,二九	一九
農工	三三,七三九,二四	七	三二,五〇〇,六九	六	三三,九一四,一六	六	三九,四八,三五〇	七
專業	一八,五九九,六六	五	一九,五八,八〇〇	五	一八,四七,七〇〇	四	一九,五八,八〇〇	四
華僑	五,五三三,四六六	一七	四七,三〇九,五九	一三	七〇,六四六,六	一四	七〇,六四六,六	一三
計	三三三,八五七,七六	一〇〇	三九九,六九,三九	一〇〇	四〇三,六九五,九〇九	一〇〇	四四四,三〇一,八二	一〇〇

右表に徴せられる如く新式銀行の拂込資本を基礎として性質別に資本の多寡を言へば、殆ど全體の

五割に近い多額が僅か四行、即ち中央、中國、交通、中國農民の四蔣政權機關銀行に依て占められてゐる。従つてその他の新式銀行百六十行を以て約二億元の拂込資本額となるから、結局これ等諸銀行の一行當り拂込資本は僅かに百二十五萬元に過ぎないのである。これが詳細の計數を示せば次の如くである(前出全國銀行年鑑による)。

新式銀行拂込資本級別一覽表 (各六月末現在)

資本級別	一九三六年		一九三七年	
	行數	%	行數	%
五萬元以下	七	四	五	三
五萬元以上	三	七	一三	八
十萬元以上	三	三	三	二
五十萬元以上	三	三	三	三
百萬元以上	三	三	三	三
五百萬元以上	八	五	九	五
一千萬元以上	七	四	九	五
未詳	一	一	二	一
計	一四	一〇〇	一四	一〇〇

新式銀行の拂込資本金は百萬元以上五百萬元以下のものが全体の三割餘を占め、また十萬元以上百萬元以下のものが全体の四割餘に及んでゐる。従つて前記平均額百二十五萬元内外のものが全体の殆ど八割を占めてゐる計算となる。新式銀行の多くは或は舊式金融機関たる錢莊などが時代の流れに沿ひ改組したもの、或は錢莊程度の小資本を有するものが新式銀行を創立したものであつて、出資者の範圍が經營者周圍の者に限定されてゐるため、自ら小資本の新式銀行が壓倒的多数を占むる状態である。更に新式銀行の資産負債に關する一表を求めれば次の如くである。(前出全國銀行年鑑による)

全新式銀行資産負債表 (單位元、各年度末現在)

科 目	一九三四年	一九三五年	一九三六年
資 産 の 部			
手 持 現 金	二八四、七五四、六五九	四二四、五九〇、六三八	一、〇七一、八〇三、七六六
各 種 貸 附	二六三、三九三、三七九	三、一九五、五九七、七六三	三、四六六、一三〇、三〇七
有 價 證 券	四六九、七五一、六六五	五九三、八八三、五九五	五〇一、〇〇七、一三六
紙幣發行準備金	六九、三九七、四五六	八六、七九九、二一〇	一、六三三、六八三、五三三
紙幣代理發行準備金	一、〇〇四、三三九、九八	一、五九、三八一、七五三	三〇三、五三四、三三八
營業用建物及什器	一、三五、二四四、三九二	一、三九、〇〇八、三三三	一、五〇、七〇三、七六六

其 他 科 目	七八、二〇〇、四〇三	七六、七八〇、三五四	一、四九、〇三八、三三七
本 年 純 損	六八、二一六、四	一四三、〇〇三	九七九、六八
資 産 總 額	四三三、三六五、五二五	五、四一、一八四、六九九	七、二七、五八〇、七五一
負 債 の 部			
拂 込 資 本	三、四三、八五七、七六	三、六九、六九三、三九	四、〇二、六五九、九
積立金及純益未配當	七五、七〇八、九七三	七九、三五六、二二三	一、三三、四六七、二九〇
各 種 預 金	三、九七、七六二、四〇七	三、七八、九三七、七六〇	四、五二、二六八、六六二
爲 替 金	四、四一、三六四	六、六一、四八六、五三三	七、三、八五、二三八
發 行 紙 幣	六三、三三三、三三三	八六、七九四、三七四	一、六三三、一〇六、〇九五
代理發行紙幣	一、三五、二二〇、七	一、六四、五六七、一一	三、三、五九三、八四三
其 他 科 目	七、四七三、七九七	六、八六五、三三五	二、七、九七七、一九七
本 年 純 益	三、九四七、七〇八	三、七、三六六、五九九	四、九、九六三、三八
負 債 總 額	四、三三、三六五、五二五	五、四一、一八四、六九九	七、二七、五八〇、七五一
損 益 の 部			
本 年 純 支 出	五、六一三、八六三	六、五、六八三、四一一	六、九、八〇八、四九一
本 年 純 益	三、九、四六七、七〇八	三、七、三六六、五九九	四、九、九六三、三八

本年純損	六六,二六四	一四三,〇〇一	九七,六三八
本年純益總額	九八,八九四	一〇三,六〇八	二八七,四八一

右表年度に先だつ一九三二、三年度の全新式銀行の資産總額は三十億元内外であつたから、此の一九三六年度の資産總額七十二億餘萬元を以てすれば、その間倍額となつた計算である。而して一九三四年の三年間に於ける右表に就て見るに、資産の部に於て増加の著るしい科目は手持現金、各種貸附、紙幣發行準備金及び紙幣代理發行準備金（代理發行といふのは準備金を發行銀行に寄託して紙幣の發給を受けるものである）の四種である。また負債の部に於て増加の著るしい科目は各種預金、發行紙幣及び代理發行紙幣の三種である。故に此の資産負債表を通觀して新式銀行の營業狀態を概言すれば、各種預金と紙幣發行とに依て得たる資金を貸附け、その殘餘が手持現金となつて殘されてゐると言ふことになり、それを更に突き詰めれば紙幣を盛んに發行し、これを貸附けてゐるものとなる。自ら一九三五年十一月の幣制改革後、紙幣の發行權を蔣政權の四政府系銀行に集中したことに依り銀行通貨の發給を獨占し、またそれに依て殘餘の新式銀行に對する支配權を獲得するに至つたことが明らかとなるのである。次に全新式銀行の資産科目のうち性質別による積立金の數額、拂込資本及び積立金の資産總額並に預金總額に對して占むる割合を各表示せんか次の如くである。

(甲) 全新式銀行積立金一覽表 (單位元、各年度末現在)

性質別	一九三四年		一九三五年		一九三六年	
	金額	%	金額	%	金額	%
中央及特許銀行	一四,三九七,七九	一九	一六,一七〇,九六	三〇	三三,五七二,七四	一八
省市立銀行	四,七六三,三三	六	五,七〇一,一五	八	一,九〇七,一七五	一六
商業儲蓄銀行	三〇,七五七,一五	四一	三二,一〇三,六五	五九	五三,八六〇,八六	四三
農工銀行	五,三六七,七三	七	五,三三三,七七	七	六,三九九,四八	五
專業銀行	八,〇六〇,五三	一二	八,二九五,六五	一〇	八,三三五,九六	七
華僑銀行	一三,七七一,九三	一六	一三,六五九,九四	一六	一三,五二六,六三	一三
計	七五,七〇八,九七	一〇〇	七九,三五六,二三	一〇〇	一三三,四六七,二九〇	一〇〇

(乙) 全新式銀行の拂込資本及積立金と資産總額、預金總額との比較表 (單位元)

年別	拂込資本及積立金	指數	資産總額對比	預金總額對比
一九三四年	四一,八五四,七四九	100	100%	112%
一九三五年	四八,九七五,四三	107	8%	113%
一九三六年	五三,六一六,一九	126	7%	113%

此の(甲)表に於ても蔣政權の機關銀行が四行の割合には積立金が多くなつてゐるが、併し拂込資本金との比較を以てすると、一九三六年度の計數に於て拂込資本金一億六千八百萬元に對して積立金二千三百萬元、即ち一割三分であるに反して、餘の百六十行のそれは二億三千五百萬元に對して一億百萬元、即ち四割二分の多額に當つてゐるのである。更に(乙)表に於ては一九三四―六年の三年間に拂込資本及び積立金が二割六分の増加を示したに拘はらず、その資産總額に對する比率は一割から七分に減退し、また預金總額に對するそれも一割四分から一割二分に低下してゐる。前掲全新式銀行資産負債表に示す計數と右掲の(甲)(乙)二表に示す計數とから歸納できる全新式銀行の事變直前に於ける營業狀態は、増發された紙幣だけ資産を増大したが、併し銀行の終局的な資産である拂込資本及積立金はその割には増加せず、新式銀行の發展を稱されながらも決して健全なものとは言ひ得なかつた。斯かる營業狀態に於て新式銀行は今支那事變に突入することとなつたのである。

第三 事變直前の錢業概観

新式銀行は上海、天津、廣東等の大都市を中心として發達し、漸次支店網を奥地にまで張りめぐらすに至つたものであるが、此の點は錢莊などの所謂錢業の場合全く事情を異にする。即ち錢業は大都市は勿論、廣く各地に散在するのであるが、併しこれ等錢莊の營業領域は大體一城一市に極限されてゐて、支店もあるにはあるがその數は極めて僅少である。事變直前の一九三七年六月末現在に於て新式銀行の本店數百六十四、支店數一千六百二十七を算したこと前記の如くであるが、錢業に至つては此の新式銀行の本店同様の錢業の數實に一千數十家を算したものである。而も此の錢業數は滿洲國及び香港を含むが、陝西、甘肅兩省の一部分並に貴州、雲南、新疆、寧夏その他蒙疆を除外してゐるので、これ等諸地方の錢業數をも加算するならば更にその數は大きなものとなるべく、また資本金四千元以下の兩替屋をも加算するならば恐らく全錢業の數は一千五百を下らないであらう。次に錢業の資本は右記一千數十家の分が大約七千五百萬元と概算されるが、若し右の一千五百家と見るときその資本總額も亦一億元にも及ぶであらう。

錢業の資本總額七千萬元と見る基礎は上海、天津、北京、杭州、青島、南京、重慶、漢口、廣東及び香港の十大都市に於ける有力錢業二百七十三家の資本總額三千五百萬元、その他各省市等の有力錢業七百七十二家の資本總額三千九百四十萬元とするものである（中國金融年鑑による）。此の十大都市のうち錢業の最も盛んなのは上海である。上海錢業公會會員（錢業中有力な滙劃莊より成る上海錢業組合の會員）四十六家の資本總額は一千九百八萬元で十大都市錢業のその五割五分強、また全錢業のその二割七分に當る。又上海錢業公會會員の資本金平均は一家當り四十一萬元であつて全錢業中第一位を占めてゐる。上海に次ぐ錢業の盛んな都市は香港であるが、此の香港では錢業十八家の資本總額五百五十萬元、一家當り三十萬元である。いま上海、香港その他の錢業數、資本總額、一家當り資本金等を一表としたものを掲記すれば次の如くである（中國金融年鑑による）。

十大都市錢業資本額（事業直前の計數）

地別	錢業數	資本額	一家當り資本金
上海	滙劃莊 四六	一九〇八〇,〇〇〇元	四一〇,〇〇〇元
香港	銀莊 一八	五五〇,〇〇〇元	三〇〇,〇〇〇元
天津	大銀號 四〇	三四五五,〇〇〇元	八八,〇〇〇元

北京	大銀號 九	六五〇,〇〇〇元	七〇,〇〇〇元
漢口	錢莊 二四	一,三〇〇,〇〇〇元	六五,〇〇〇元
重慶	大錢莊 一三	八〇〇,〇〇〇元	六〇,〇〇〇元
青島	莊號 一〇	三三〇,〇〇〇元	三三,〇〇〇元
廣東	銀號 七	二,二〇〇,〇〇〇元	三一〇,〇〇〇元
杭州	大錢莊 三〇	六〇〇,〇〇〇元	二〇,〇〇〇元
南京	大錢莊 六	一,一〇〇,〇〇〇元	一八〇,〇〇〇元
計		三,七三〇,〇〇〇元	一,三三〇,〇〇〇元

新式銀行の一行當り拂込資本金は前記百二十五萬元であるに比して、此の錢莊一家當り資本金は十二萬五千元であつて十分の一に過ぎない。従つて錢莊の資力は新式銀行のそれと較べて全般的には低くなつてゐる。次いでこれ等十大都市をも加へた錢業の地域分布を観ると、その資本額は東部を最多とし全體の三割七分を占め、北部がこれに次いで二割を占める。この兩地域に於て全體の過半数に達するのである。今一表に纏めれば次の如くである。（中國金融年鑑より集計）

錢業地域分布（事業直前の計數）

本邦下の支那金融及び金融機關

地域別	錢莊數	資本額	備考
東部	三六	三七,500,000	南京、上海間の鐵道沿線を主とす(南京、上海除外)
江蘇省	六〇	一,400,000	
上海	六	1,100,000	
浙江省	一七	五,000,000	各地に散在(杭州除外)
杭州	三〇	六,100,000	
北部	一七	一五,三三三,000	新絳縣(此のうち晉綏地方鐵道銀號が五百萬元を占む) (青島除外)
山西省	七	五,100,000	
山東省	一〇	三,700,000	石家莊、清宛を主とす(北京、天津除外)
青島	一〇	三,700,000	
河北省	二六	一,200,000	
北京	九	六,500,000	
天津	四〇	三,四三三,000	
河南省	二二	二,000,000	此のうち大德恆銀號百萬元を占む
中部	一〇六	二,七五〇,000	

安徽省	一〇	三〇〇,000	四大城市の計數
江西省	七	五〇〇,000	四大城市の計數
湖北省	九	未詳	
漢口	四	一,500,000	
湖南省	四	未詳	
西部	七	三,四七,000	成都、自流井等の五縣(重慶除外)
四川省	三	二,100,000	成都、自流井等の五縣(重慶除外)
重慶	三	八,100,000	泉蘭一市の計數
甘肅省	六	1,000,000	泉蘭一市の計數
西康省	未詳	未詳	長安の計數
陝西省	三	三,四〇〇,000	長安の計數
貴州省	未詳	未詳	
南部	三	1,084,000	
雲南省	未詳	未詳	
福建省	五	三,三二二,000	思明を主とす
廣西省	五	未詳	

汕頭、瓊州兩地の計數、此のうち汕頭が四百三十五萬元を占む

廣東省	六	四七三,〇〇〇
廣 東	七	二八,〇〇〇
西 北 部	元	三九〇,〇〇〇
新 疆 省	未詳	未詳
寧 夏 省	未詳	未詳
蒙 疆	元	三九〇,〇〇〇
國 外	壹	一,二〇〇,〇〇〇
滿 洲 國	毛	五九〇,〇〇〇
香 港	元	五五〇,〇〇〇
計	一,〇四	七,四七〇,〇〇〇

歸綏(最多)及び包頭兩地の計數

銀行を稱するもの多し

此の表に依り事變直前の錢業は兩替屋程度の小規模のもの及び未詳のものを除き、その合計一千四十五家、資本額七千四百三十七萬三千元となつてゐる。錢業は支那固有の金融機關として發達の歴史が新式銀行よりも古いこと前述の如くであるが、新式銀行の發展に壓迫されて今は凋落を啣つに至つたものである。錢業の起源は貨幣の兩替に始まるのであるから、貨幣史の發端と共に求め得られるが、併し元代以前の錢業としては専ら貨幣の兩替に従つたもので貨幣の保管の如き僅かに副業とするに過ぎなかつ

た。元代に及べば漸次金融機關としての發達に趨いてゐる。即ち當時住民は必要に應じて錢業以外の富者から高利を以て借金するを例としたものであつたが、是を極めて有利と認めるに至つて錢業の貸附業務が始つたのである。ここに錢業の業務範圍が從來の兩替、保管以外に新たに貸附に擴大されることとなつた。貸附業務を初めた當時の錢業としては兩替による利益以外に保管に對しては保管料を徴し、また貸附に對しても利息を徴するものであつたが、保管金を貸附けて二重の利得を求むることは貸附業務の發達に依て保管金の吸収が益々必要となるに伴つて後には此の保管が所謂預金となつて之に利息を支拂ふに變はつて來たものである。茲に於て錢業本來の業務であつた兩替は小規模の錢業の専門營業として別な發達徑路を歩み、大規模の錢業は漸次預金、貸附を主要業務とするに至つたものである。また此の預金、貸附業務が隔地者間に擴大されて爲替業務といふ一部門も當然開かれて來たのである。

斯かる錢業の發展途上に於て一八四二年の英清南京條約に據る開港となり、歐米の資本が支那に殺到し初め、これに次ぐ近代的な銀行經營の移植となつた。かくて新式銀行の成立を見、それによる錢業營業の壓縮を來たした。尤も開港後當分の間は錢業發展の機會を與へられたものである。新式銀行の出現以前に於ては錢業が唯一の金融機關であつたから、歐米金融資本の支那に流れ込むに至つて錢業が新たな貸附資金を求めると源泉を得たことになる。通商開港前の錢業としては預金、貸附の主要業務を營むに

當つて先づ常に豊富な預金を吸収しなければならなかつた。豊富に預金を吸収することができて初めて錢莊利益を生む貸附業務を盛大に行ふことができたからである。同時にまた、從來預金の量が貸附業務の大小を決定する事情の下に錢莊業務の發達は極限され、また、直接預金貸附業務を行ひ得る地域に限定されたものである。殊に地域的には深く支那經濟の内部に喰入つてはゐたが農業と舊式手工業とを支配的生產形態とする支那經濟の發展段階に於て經濟活動も局地的であつたから錢莊の營業は極限されたのである。然るに通商開港後は、外國の機械製品が非常な勢を以て支那の沿海市場から内地にまで浸透したのであるから、國內の商品流通が活潑となり商業も盛大となりその金融に携はる錢業の業務も桎梏を解かれて發展することとなつた。而も當時尙ほ官僚、地主、商人等の資金が各大都市に集中せず、地方の城市に分散して居り、また貨幣も不統一雜多なものであつたから地域的な存在である錢業にとつては頗る恵まれた状態に在つた。かくて錢業は全國的には何等統一的全國的な組織をもつものではなかつたが、分散的地域的な存在ではあつたが夫々の地域に在つては商業細胞のうちに深く浸透することができたのである。

斯かる錢業の發展のうちにも性質別に言へば消長があつた。前述の如く通商開港後に於て錢業は一方歐米金融資本の援助を受けて貸附業務を擴大でき、他方商業の盛大に伴れて全般的な錢業業務を擴充す

ることができて一路發展を辿ることとなつたが、そのうちに在つて票莊と呼ばれる錢業は段々没落するに至つた。清代乾嘉年間(一七三五一—一八一九年)山西省平遙縣人の雷履泰なる者が天津に日昇昌顔料舖といふ塗料の店を開いたところ、その取扱ふ塗料のうちに綠礬があつて是が四川省に産することから、その買出のため不便を忍んで四川省まで現銀を運ばねばならなかつた。四川省の商人が現金を運來して天津で商品を仕入れる場合も同様の不便を忍ぶことに思ひつき初めて爲替の法を案出し先づ四川省に支店を設けて天津と四川省との間を各商の銀錢(銀は銀貨、銅貨を指す)は日昇昌の天津本店若くは支店に交付して爲替手形に代へる仕組とし、嗣いで各地に支店を設けて爲替業務を經營した。それが所謂山西票莊の起源となつてゐる。此の爲替業務が非常に利益のあることから山西省の富裕な商人が相踵いで爲替業務を經營するに至り、また漸次爲替以外の錢業業務をも營むに至つた。かくて咸豐(一八五一—一八六一年)初年には票莊として錢業の一部門を形成し更に祁縣、太谷及び平遙の三幫に分派して支店を全支那に設置し且つ遠く南洋の新嘉坡にまで及んだものである。適々當時一八五〇—一六四年に亘る長髮賊の亂が起り南北交通が阻碍され現金の運搬が艱難となり富商官吏の資金の運搬を票莊の爲替に變更することとなつた。且つ政府出納の租税の運送も票莊に寄託しなければならなくなつた。茲に於て票莊の營業は急速に發達して預金、貸附業務も自ら擴張することとなり、その利益も増大

して來たのである。然るに光緒年間（一八七五—一九〇八年）清朝政府は新式銀行の設立を計畫、これに山西票莊の参加を求めたが肯じなかつたところ、愈よ新式銀行の成立を見た後は從來票莊に寄託されてゐた官金が總べて政府機關の新式銀行に移管されて了つた。票莊の黄金時代は既に去り、續く民國革命の打撃を受け終に一敗して收拾できざるに至つたのである。然るに錢莊は此の間に在つて依然盛大に業務を續け、北支那方面では錢莊と同類の銀號が票莊に代つて頭角を露はして來たのである。

錢莊は清代に至つて漸次隆盛に趨いたもの、併しその發展も決して坦々たるものではなかつた。一八五〇—一六四年の長髮賊の亂は票莊の發展に絶好の機會を與へたこと右に述べた如くであるが、錢莊の場合それは反對に顧客である商人の倒産から貸附金の回收不能に陥るもの續出、錢莊また商店倒産の打撃を受けて倒閉するもの相踵いた。その後一八八一年佛清の役起り商取引不振のため破産者續出して錢業も打撃を蒙り、就中上海錢業の蒙つた影響は甚大であつた。更に一九一〇年には營口過爐銀（一種の銀票）の信用失墜から恐慌起り、是亦商業並に錢莊に打撃を與へ、その他同年には上海に謨護恐慌が発生して商店の破産者多く、錢莊またその影響を受けた。一九二一年民國革命勃發して錢莊又も打撃を受け倒産者續出全く算なき状態であつた。民國成立後も例へば第一次歐洲大戰後の好況反動のため信託會社や交易所倒閉するもの多く錢莊がその影響を受けたる如き、また五世事件のため同じく錢莊がその飛沫を受

けたる如く相踵ぐ打撃に因て錢莊營業は民國成立後も決して恵まれなかつた。一九三三—五年の間は經濟恐慌のため各大都市から内地城鎮に及ぶ商工業者の破産全く算なき状態であつた。此のため上海を初め天津、杭州、寧波、廣東等の各地錢莊の停業するもの續出したのである。一九三五年十一月幣制改革の結果通貨の安定を得て一般業者は稍々救はれた形であつたが、錢業に至つては何等業績の回復を見なかつた。錢業は此の幣制改革と關聯して從來錢業本位貨幣として固持して來た銀兩を拋棄しなければならなくなつた爲め此處にも錢業業務萎縮の動因があつた。此の幣制改革は新式銀行側の本位貨幣であつた銀元を基礎とした新貨幣制度即ち法幣制度を實施するもので、それは新式銀行の發展と照應し、また當時新式銀行は内地に限らず支店網を張りめぐらしてゐたもので錢業を隨所に壓迫することとなつてゐたものである。かくて幣制改革は錢業の業績を壓縮するものとなつた。各地別に一九三二—六年の五年間に於ける錢業の消長を摘録すれば次の如くである。（中國金融年鑑による）

（一）上海 匯劃莊といふ錢業中の最も有力なものに就て言へば一九二九年八十七家であつたものが、一九三〇年末には八十四家、一九三一年七十八家、一九三二年七十二家、一九三三年六十八家、一九三四年五十七家、一九三五年五十五家、一九三六年四十八家と漸減し、更に事變勃發の一九三七年には四十六家に減退して了つた。同時に資本額も匯劃莊の減少に伴れて漸減して來た。

(二) 南京 一九三一年の錢莊數六十家であつたものが一九三五年末には二十五家に減じ、その後も引續き減退して規模の大なるものは全く寥々となつた。

(三) 常州 以前二十家あつた錢莊が一九三六年初めにはその九割までが停業してゐた。

(四) 杭州 一九三一年當時公會未加入者を除外するも尙ほ大小錢莊四十九を算したものが、一九三二年には四十家(此のほか未加入者二十五家)、一九三三年三十六家(此のうち大錢莊十六家、小錢莊二十家)、一九三五年三十四家(此のうち大錢莊別名滙劃同行十五家、小錢莊十九家)と此處でも漸減して來たのである。

(五) 天津 一九三一年以後銀號業務は凋落し來たつて一九三五年の一ケ年にして倒産者二十餘家に及び、殘存した銀號も營業範圍を縮少した爲めその銀號信用の如き甚だしく低下するに至つた。

(六) 漢口 一九二五年頃錢業百八十家の多きを算したが一九三一年水災の影響に因て各業の損失甚大、錢業の停業するもの百三、四十家に及び一九三五年六月支那保有銀の流出に因て深刻の影響を受けて又もや倒閉者相踵ぐに至つた。

(七) 廣東 一九三五年の全國金融恐慌の波濤中に在つて錢業の倒閉するもの南京、漢口、上海等の深刻であつたのに較べて輕微であつたが、此の爲めにいづれも營業範圍を縮小、従つて金融機關と

しての機能を低減するに至つた。

支那の金融機關としては新式銀行に較べて遙かに古い錢業も時代の流れに押されて凋落、かくて一九三七年七月以來の支那事變に遭遇、戦局の擴大に伴れて錢業の衰退愈よ深刻なものがある。

第四 蔣政權の戦時金融政策

事變後に於ける支那側金融機關の實情並に動向は蔣政權の戦時金融政策と或程度の關聯を有するものであるから、此處で一應その點に觸れるであらう。蔣政權の戦時金融政策は決して定式通りに遂行し得るものでない。未だ近代的國家の實質を備へてゐないため、それが遂行を阻む障礙がある。一九三五年十一月の幣制改革により法幣を以て略ぼ國內通貨を統一してゐた。勿論完全に統一したとは言へなかつた。例へば廣東省や山西省の如き地方的紙幣が絶對優勢を示してゐた。併し支那貨幣の價值基準と言へば、法幣の價值をとる程度までに通貨統一工作が進んでゐたものである。従つて蔣政權の貨幣部面に於ける支配權は大體に確立してゐたと言ふことができる。此の貨幣狀態に於て事變に突入したのである。然るに金融機關に對する蔣政權の支配力に至つてはその工作の半ばにして事變に入つたのである。即ち幣制改革の前後に於て既設中央銀行を増資して基礎を固めたほか、中國、交通の兩銀行に政府出資を強要して自らの支配下に引入れ、また既存の省農民銀行を改組して中國農民銀行とし、これ等中央、中國、交通、中國農民の四銀行を國民政府特許銀行と稱して蔣政權の機關銀行とした。また民間銀行として創

立された中國國貨、中國實業、中國通商、四明商業儲蓄、農商の五銀行にも政府出資を以て官民合辦銀行に改め、これ等五銀行に對する蔣政權の支配力を確保したのである。併し餘の多くの銀行に至つては殆ど全然と言ひ得るまで蔣政權の支配力は確定されてゐなかつた。此の金融機關に於ける實狀に於て事變に遭遇したのであるから、戦時財政を賄ふ最も重要な財源たる公債を發行しても民間銀行の引受けを得ることができない。殊に蔣政權は公債を機關銀行引受けとして發行、それとの代替に依て法幣を發行する自由をもたない。

蔣政權四機關銀行の名で法幣を發行することは事實であるが、併し此の法幣發行が嚴重な英米兩國の監視を受けてゐるから自由無制限には發行できない。その發行には先づ規定の發行準備を英米に提供して後初めて法幣の發給を受けることとなつてゐる。従つて公債を機關銀行に引受けさせる場合はこれ等機關に預金その他を通して集つて來た既設法幣による以外に途がない譯である。益々民間銀行が進んで公債を引受け、また引受けさせることが必要となるが、是は前述の如く民間銀行に對する實質的な支配力をもたないから實行不可能であり、戦時財政を賄ふことも亦非常に困難である。従つてまた此の事が蔣政權の戦時金融政策の遂行を阻むことになる。そうした障礙はまだ別に在る。支那の重要な工業地帯が次ぎ次ぎに皇軍破竹の進撃の下に陥落したこともその一つである。近代的工業は總べて開港場に移植

され、其處を中心として發達したものである。即ち近代的工業の發達した地方は上海、漢口、天津、廣東と言つた開港場中の大都市である。従つて産業資本も總べてこれ等の大都市に集積され、また産業資本を隷屬せしめる金融資本も等しくこれ等の大都市に集中されるのである。金融政策の効果を求める場合當然これ等の大都市に於て實施することができなければならぬ。然るに開港場中心に發達した重要工業地帯は悉く皇軍に依て占據されたのである。是等の地方を除いた蔣政權の戰時金融政策なるものが所期効果を擧げ得ないこと火を見るよりも瞭らかである。重要工業地帯の相隣ぐ陥落が蔣政權戰時金融の遂行に於ける大きな障礙たる所以である。

斯かる定式的な戰時金融政策の遂行を阻む諸事情の下に在つて蔣政權が事變以來採つて來た金融政策の第一は蔣政權の敗戦逃避した西南西北の地區に新たに金融網を形成するため各省地方金融機關に督促して此の地區に支店や出張所を開設させ金融の疎通を圖るに在つた。その第二は公債の増發による紙幣の増發を防ぐためではなく、法幣の發行が英米の嚴重な監視に依て制限されてゐるため金融機關に集つて來る法幣を公債との交換を通して蔣政權の戰時財政に吸収する必要から産業投資を表面の理由として貯金を奨励するに在つた。第三は華僑の本國送金を吸収して軍需資材の輸入代金を支拂ふに必要な外貨を獲得するに在つた。外貨の獲得は法幣の對外價値を維持するための法幣爲替兌換の基金を維持するこ

とからも勿論必要であるには違ひないが、併し抗戰繼續と共にその餘裕は無くなり軍需資材の輸入代金調達といふ焦眉の急に迫られた華僑送金吸收である。第四は戰區内の各省の地方金融機關に對しては法幣の發行が自由とならない關係から金融逼迫を緩和するため法幣に非らざる一元券及び小額補助紙幣の發行を許可するに在つた。第五は各省の地方金融機關及び援蔣第三國商人を利用して戰區内の物資を吸收して一面に於ては軍需資材輸入代金の調達に資し、他面に於ては物資缺乏に憚む蔣政權領域の軍民の必需品を收集するに在つた。第六は民間保有の金銀を收集し、また金鑛の採掘を行つて同様に軍需資材輸入代金を調達するに在つた。第七は皇軍占據地區に於て極めて急速な發展を見てゐる圓系通貨の流通を妨害するに在つた。蔣政權の事變後採つた金融政策は大要右記の七項に歸するが、更に斯かる金融政策の具體的内容を掲記するであらう。

一 西南西北地區金融網の擴充

蔣政權は北支、中支を初め南支沿海諸地方に於て徹底的に打ちのめされ、遂に西南及び西北支那の一隅に辛ふじて餘命を保つに至つた結果、その據る物質的基礎を此の地區に設定しなければならなくなつ

た。沿海の開港場を中心として發達した民族工業の同地區への移動を求め、また食糧を確保する必要から同地區農業の開發を圖るに至つたのである。茲に於て西南西北地區に於ける金融網の擴充が金融政策の主要な一課題となり、此の地區に新たに金融網を形成するため各省地方金融機關に督促して此の地區に支店や出張所を開設させ金融の疎通を圖ることとなつたのである。

西南西北地區に移動したる民族工業に就て蔣政權側の記録（第二回中外經濟年報）するところでは、一九三七年十一月から一九三八年一月に至る三ヶ月に於て、安全に目的地に到達した工場數四十餘、その機械や各種設備等の重量四千噸以上に及び、更に一九三八年末に至つては此の種移動が一段と増加し、例へば大冶、武昌、漢陽各工場の鑛物が他の安全地帯に移された如く、またその他重要工業例へば華記水泥廠（セメント工場）、漢陽鋼鐵廠、裕華・申新・震寰等の各紡績工場、利華・源華等の石炭鑛工場が夫々他に運された如く、かくて政府の協助を受けて移轉した民營工場三百三十九工場（此のうち四川省へ百四十二工場、湖南省へ百十工場、廣西省へ十八工場、その他各地へ六十九工場が各移轉した）その機械や設備の重量六萬五千二百噸、これに漢陽鋼鐵廠及び六河溝熔鑛爐を加へると機械や設備の奥地移轉の重量十二、三萬噸に達し、そのうちには紡績工場の三萬餘噸、石炭鑛工場の機械や設備及び金屬鑛器工場の各八千餘噸、電氣器具工場及び陶磁器工場の各三千餘噸、化學工業工場機械及び材料の二千餘

噸があり、一九三九年初めには沿海諸地方の工場にして奥地に移轉したものが三百五十を算し、その機械や設備の重量十五萬噸に及び、此のうち資源の豊富な四川省に移轉して來たもの百五十五工場を算し、またこれ等の工場は南京・上海方面から百四十、武昌・漢口方面から百八十、その他山東・河南・安徽等の各省からであつたと言ひ、更にまたこれ等奥地移轉の工場や鑛物等に對しては工鑛調整處（事變後創立の工業及び鑛業の統制機關）から資金を貸與するほか、移轉並に復工に協助し、一九三八年末現在に於て此の種資金の貸與五百萬元以上に及び、そのうち百二十萬元は移轉の協助に使ひ、百五十萬元は運搬費の協助に用ひ、二百五十萬元は建築及び機械据付の協助に充てた以外に銀行からも工場や鑛物移轉のために借款しその額も五百萬元に達したが、これに依て奥地移轉の諸工場は既に大半復工の運びとなつたと言ふ。斯うした蔣政權側の記録をその儘受け容れ難く、實際に後から砲彈に逐はれて移轉の途中に灰燼に歸したのも多いのであるが、それは別として蔣政權が西南西北地區に工場の移轉を求め、其處に政治的支配の物質的基礎を再建すべく狂奔して來たことは事實である。かく工場の移轉や復工のために資金を要し、また常に資金を潤澤にして操業を繼續するため西南西北地區への金融機關の進出を奨励し、此の地區に於ける金融網の擴充を企圖したものである。

西南西北地區に於ける金融網の擴充は、農村金融を圓滑にし糧食生産を確保する點からも要求された

が、それと同時に奥地に遁走した蔣政權としては鑛産とともに農産が最も重要な外貨獲得の輸出資源である。従つて金融網の擴充による金融機關の増設も農産物を擔保として貸附、これに依る農産物を獲得する點に狙ひ所がある。事變以來蔣政權が採用して來た此の點に關する金融政策の如き又農産物擔保の貸附に對して特別の取扱をなすことに殆ど終始一貫してゐる。事變の初めに實施した聯合割引貸附辦法（聯合貼放辦法）及び地方金融機構改善辦法綱要（改善地方金融機構辦法綱要）その後實施の農村貸附辦法（農村放款辦法）または合作金庫網の設置促進等總べて農産物の獲得といふことから割出されたものである。此のうち聯合割引貸附辦法に於ては農産物を以て割引貸附の第一種の擔保品として取扱ふことを規定し、また地方金融機構改善辦法綱要（一九三八年四月公布）に於ては農村金融に關して次の各項が規定される。

- (一) 財政部は内地金融を調節し農工各業を補助し生産を増加して抗戰時期に適應するために特に地方金融機構改善辦法綱要を制定する。
- (二) 各地方金融機關にして一元券及び輔幣券（小額補助紙幣）の代理發行を受けるものは従前の業務のほかに左記各種の業務を増加しなければならない。
- イ、農業倉庫の經營

- ロ、農産物を以てする預金
- ハ、種子肥料耕牛農具に於ける貸附
- ニ、農用水利事業に於ける貸附
- ホ、合法手續を終り且つ繼續収益ある土地建物の抵當貸附
- ヘ、農林漁業鑛業產品及び日用國貨品の抵當貸附
- (三) 一元券及び輔幣券の代理發行に於ける準備は左の如く規定する。
- イ、農産物
- ロ、倉庫證券及び保險證券添付の農業手形にしてその期限百八十日を越えざるもの
- ハ、農林漁業鑛業產品及び日用國貨商品
- (四) 凡べて地方金融機關は農業上の各種貸附に關して中國農民銀行及び農本局と合作するを得、その單獨貸附に依て得る農業擔保品も亦その地の中國農民銀行または農本局に再擔保するを得、工商業等の擔保品に關してはその地の中國、交通兩銀行に再擔保するを得。

農村貸附辦法は右の地方金融機構改善辦法綱要の規定に根據して制定されたところであつて、その規定は農業貸附の促進を圖り、各種の合作社の利用、貸附機關承認の農民組織をも貸附の對象たり得ること

と、貸付状況の報告等に關するものである。また合作金庫網の設置促進はこれに依て零細な農村資金を吸収し、農村金融を調節して農生産の増加を圖るものである。これ等の諸規則に一貫するところは農産物の獲得といふ點である。而して農業部面に於て此の主動的役割を果たす機關が農本局及び中國農民銀行である。此のうち農本局は事變前の設置以來農民に對して貸付を行つて來たが、一九四〇年度の貸附豫算も貧農に對して二千二百萬元を支出する旨を發表してゐた。また中國農民銀行も事變前の創立以來農民貸附が主なる營業となつてゐる。一九三九年上半年末の發表によると、農民に對する貸附額八千餘萬元を計上してゐる。尤も農業貸附は單に農本局や中國農民銀行のみに止まらず、廣く各金融業者が最も有利な對象とするところであり、またそれだけ支那の農民は多額の負債をもち且つ高利に悩まされてゐるところである。支那で産業と言へば、農業が支配的であつて、此の部門に抱擁する人口は實に四億五千萬の約八割に及んでゐる。更に此の三億五千萬農民が殆んど全部小作農といひ得るまでに全耕地が小數の地主の手に集中されてゐる。即ち與へられる數字によると、全戸數の四割に當る地主が五割の耕地を有し、その七割に當る貧農が僅かに一割七分の耕地しか有つてゐない。また別の數字を見ると、耕地の九割が小作農に依て耕やされ、殘餘の一割が地主に依て經營されてゐるといふのである。これ等の事實は支那の農民が總べて小數の地主の農園で働いて糧を求めてゐる現状を語る。斯かる農業の現實

から農民は法外な高利貸の鐵鎖に固く繋がれることになる。支那の農村に於ける貸附には信用と擔保との二種があつて、信用貸附は更に現金、糧食、農具の三種に細別でき、擔保貸附は什器から農産物に至るまで凡ゆる物品を擔保とする質屋によるものが主である。これ等貸附の利率は非常に高く現金貸附で五割以上に及ぶものも珍らしくなく、特に糧食貸附となると實に十二割乃至十七割のものすらある。糧食を借らねばならぬ貧農が最多の利息を強要される事實はまた支那農民困窮の現實を最も簡單に表明するものである。蔣政權は戰時下糧食の確保または輸入軍需品代金支拂のための外貨調達を狙ひ、その機關の農本局や中國農民銀行その他銀行を通して窮乏農民から農産物を收奪する金融政策を採つてゐるのである。

二 國內軍費支辨の貯金獎勵

法幣の發行が嚴重な英米監視下に置かれる結果、蔣政權の國內に於ける軍費の支拂には貯金を獎勵して市場に放出された法幣を回収しなければならぬ破目に陥つてゐる。一九三八年七月漢口に於て第一次國民參政會議開催の時「人民節約運動計劃大綱」を制定して個人に關する節約と物に關する節約とを

規定するところがあつた。個人に關する節約はこれを個人の日常生活上の節約と社交娛樂上の節約とに分ち、日常生活上の節約に就いては居住、服裝、飲食、裝飾の四項に於て極力節約すべきを求め、金裝飾品の如きはこれを以て金公債を購入することを勧め、また社交娛樂上の節約に就ては婚喪慶弔や宴會を簡素とすることや、娛樂に於ける悪習慣を禁絶することを規定し、更に物に關する節約は糧食、ガソリン、石油、紙、洋酒、海産物、化粧品、香料、玩具、樂器、生糸及び人造生糸、毛織物、毛糸、金屬、皮革、硝酸、アルコール、セメント、麻袋、麻、茶、植物性油、藥材、湖南刺繡品、レース類、福建漆器、軍需資材、古着等の節約を求めらるものである。斯うした節約を通して資金を吸収できるものとしてその資金の運用方法に就て二種の規定を設けた。

節約によつて得る資金の運用方法として規定したものの第一は一九三八年十二月二十四日公布の節約建國儲金條例である。此の建國貯金は最低一元、滿三ヶ年据置貯金とするもので、之が取扱機關は中央、中國、交通、中國農民の四銀行並に郵便貯金を替局とし、民間銀行も政府の特許を受けて取扱ふことが出来るものとなつてゐる。その投資對象としては國防關係の生産事業、土地の開墾や治水等農業の發展に役立つ事業、工鑛業の發展に資する事業、交通事業、生産消費の聯合に關する事業、其他經濟建設に關する事業等である。次いで一九三九年九月十二日節約建國儲蓄券條例を頒布して一九四〇年元旦

これを發行した。此の貯蓄券は甲乙二種に分ち甲種を記名式、乙種を無記名式とするもので、發行後六ヶ月目から元利拂を開始する規定である。如上貯金獎勵はいづれも國內軍費の支辨といふ差迫つた必要から創設されたものである。

三 華僑本國送金の吸收

蔣政權は成立以來南洋華僑に着目し、表面上華僑の發展を圖るものとして僑務局を廈門、汕頭等に設置して移民を監督し、また僑務委員會に於て移民事務を管掌し、商務總會と連絡して發展を計る等種々の獎勵策を採つたこととなるが、併し内實は華僑の富裕財産に目を付けそれを調査し、彼等より資金を調達しようとするものであつた。而して事變前に於て華僑資金を吸收するに掲げた投資對象として撰んだのが西南開發である。西南開發を稱して資金を吸收したのは獨り華僑に對してのみでなく、最初の米國借款たる棉花小麥麥粉等の現物借款の如きもそうであつたが、特に華僑投資の誘導といふ點に力を入れたところである。事變後蔣政權經濟部は西南工場建設並に鑛山開發に對して華僑の積極的投資を獎勵するため僑胞投資獎勵辦法を修正公布し、農鑛工商及び國防に關係ある事業に對し華僑が資本總額の六

割以上を投資する場合の特典として(一)經濟上及び技術上の指導と協助、(二)租税の減免、(三)運轉の便利及び運賃の低減、(四)公有土地の使用、(五)資本及び債票の利子支拂保證、(六)補助金の交付、(七)安全の保障、(八)榮譽記念品の交付、(九)國營の經濟事業にして經濟部の許可を得て投資乃至合辦を行ふものうち困難に出會ふ場合には救済を要求することができる等の特典を約束し、更に戦後に於ては既得權を引續き效力を有するものと定め、僑務委員會を通じ華僑の投資を勸奨したのである。

斯かる華僑の西南開發資金供與に對する蔣政權の勸奨は取りも直ほさず外貨調達の一方法とするものである。即ち華僑投資の外貨を軍需資材代金の海外拂に振向け、國內では法幣を以て開發資金を賄ふことになる。また一方華僑は年々國許に待つ家族に對して生計費を送金して來るが、蔣政權は此の種家族への送金をも吸収するに狂奔してゐる。例へば華僑送金を新嘉坡中國銀行の辨理とした如くである。即ち華僑送金はこれまで蔣政權から香港中國銀行に委託處理させてゐたが歐戰再發後新嘉坡方面からの華僑本國送金は同地の中國銀行の取扱ひに改めたのである。此のほか歐戰再發以來華僑居住地の戰時資金封鎖を避けて本國への送金が益々増加して來たが、此の資金が皇軍占據地に流入するのを妨げるため新たに中央、中國、交通、中國農民の四銀行内に僑匯部(華僑爲替部)を設置させて華僑本國資金の吸収

を圖つた(以上井村薫雄「列國の對支投資と華僑送金」參照)。かくて蔣政權は軍需資材の輸入代金に振替へる外貨として華僑の本國送金を吸収する方策を採ることとなつた。

四 法幣代替の雜券發行

國內の軍費支拂を初め輸出資材(外國で軍需資材に代はる)を買取るため法幣の増發を必要とするが、此の増發は英米監視の下に自由でないから茲に法幣を一部の發行準備とする一元券及び輔幣券を發行することとなつた。此の發行機關は前述「西南西北地區金融網の擴充」の項に擧げた地方金融機構改善辦法に規定した地方金融機關が農工礦產品等を擔保として貸附を行ふ場合に一定の準備を提供する場合これ等の雜券の代理發行を受けることのできるものである。同辦法に規定するところに據ると、地方の金融機關が右雜券の發給を受くる場合提供する準備は二割以上の法幣、三割以内の蔣政權發行の公債及びその發行許可を受けた地方公債、その餘の五割以内を合法手續を終り且つ引續き收益のある土地家屋及び工場財産、農産物、倉庫證券及び保險證券の添付しある農業手形(その期限は百八十日を越ゆるを得ず)、工業原料及び製成品、倉庫證券及び保險證券の添付しある商業手形(その期限は百二十日を越

ゆるを得ず)、元利拂還の公債及び民間債、法例に準據して發行された官民株式、農林漁業鑛業產品及び日用國貨商品の八項の品目とする。而してこれ等の準備品目は多く地方金融機關が發給を受けた雜券で貸附て借主から提供させる擔保品やそれで買付ける物品である。従つて蔣政權としては法幣の増發が自由とならないため二割の法幣準備を以てそれに五倍する雜券を發行し、これで必要な農産物や鑛産物を買集めんとするもの、一面には法幣に代はる雜券濫發の道を開き、他面には必要な物資を獲得する術を設けたものである。

五 戰區内の物資吸收

敗戦から段々奥地に追ひ詰められて行つた蔣政權軍隊や避難民のために奥地の物資は甚だしく缺乏して一般に物價の奔騰を見るに至つたものである。奥地物價の騰勢を表示すれば次の如くである。(前出中外經濟年報による)。

奥地物價指數綜合比較表

基準年月	重慶		貴陽	桂林	成都	吉安
	卸賣	小賣	小賣	卸賣	生活費	小賣
一九三七年	—	1000	—	1060	993	—
一九三八年	—	1590	—	1640	1013	—
一九三九年一月	1709	—	1599	1748	1293	1000
二月	1745	—	1679	1750	1276	1094
三月	1789	—	1795	1723	1271	1066
四月	1859	—	1883	1848	1333	1134
五月	2000	—	1959	1853	1324	1313
六月	2261	3530	1977	—	1300	1363
七月	2380	—	2075	—	1324	1308
八月	2422	—	2387	—	1377	1393
九月	—	324	2322	—	1432	1469
十月	—	330	—	—	1735	1576
十一月	—	352	—	—	1893	1728

十二月

斯かる奥地物價の奔騰に伴ひ皇軍の占據地から奥地への物資の流入も自ら大に刺戟されることとなつた。此の反面は奥地に在る法幣が皇軍占據地に流れ込んで爲替兌換を要求され、法幣が爲替賣制限とともに低落することになる。故に蔣政權は事變當初皇軍占據地所謂戰區からの物資吸収を避け、その流入を阻止したものである。然るに戰區が段々擴大して行き、また奥地の缺乏が愈よ甚だしくなるに伴れて漸次その補給を皇軍占據地から仰がねばならなくなつた。茲に於て蔣政權は事變の繼續に伴れて皇軍占據地からの物資吸収に變つて來た。此の事は輸出資材の獲得でもあつたが、また右に見る物資の缺乏から如何ともすることができなくなつたためでもあつた。殊に法幣が慘落した以後、爲替兌換に對する制限の如きは、最早常態となつて日々の爲替市場を刺戟するに至らず、却つて濫發後の法幣流通を促進するものであり、更に此の法幣を以て日本品を吸収することは日本の物資缺乏を招來し得るものとの日本經濟の強靱なるに及び到らざる認識不足も加味される皇軍占據地からの物資吸収を企圖するに至つたものである。

六 金銀の収集と金鑛採掘の獎勵

事變の繼續と共に僅かに農鑛産資源のみに依存し得るに過ぎざる蔣政權としては一切の軍需資源を海外に仰ぐよりほかなく、自ら之が代金支拂のため國內に残存する金銀を収集し、更に金鑛の採掘を獎勵することとなつた。此の事は獨り軍需代金の海外拂に當てるために必要であつたのみでなく、法幣の發行準備を維持するためにも必要であつた。事變前まで比較的豊富であつた法幣の發行準備は事變後右海外拂に充當したため減少の一途を辿り、それに伴れて法幣の市場相場も續落したものであるが、之れを支えるには發行準備を市場相場に相當する點に維持しなければならないので此の爲にも金銀収集、金鑛採掘が必要となつて來たものである。かくて蔣政權は事變以來金銀に關する各種の法令を施き、その収集と増産とに血眼となつた。今その主なるものを列擧すれば次の如くである。

(一) 金銀兌換法幣辦法 (一九三七年九月二十八日行政院通過)、民間に私有される金地金、金器具及び其他金製品を法幣で買取る場合の規則であるが、右金額の所有者にして中央、中國、交通、中國農民、郵便貯金局、郵便局等に提供する場合は當日の中央銀行建相場により法幣と兌換し、別に手續費と稱して百分の三乃至百分の五を増加して金額の賣却を獎勵するものである。此のほか賣却金を預金する場合は更に週利二分を加へ、また之を以て救國公債を購入する場合は別に百分の六を増すこととなつてゐる。

(二) 金類兌換法幣辦法施行細則(一九三七年十月十日財政部公布)

金類を買取る機關に對しては財政部から百分の一の手續費を支給し、また買取の成績優良なる機關には獎狀を與へて獎勵する。

(三) 金公債の發行(一九三八年五月)

金類の賣却を促進するため額面を金建による金公債を發行した。

(四) 監督銀樓業收兌金類辦法(一九三七年十一月一日財政部公布)

銀樓(金銀類の賣買商店)の金類買取に對して監督を加へることを規定したもので、銀樓は中央銀行の委託を受けて金類を買取るほか、金裝飾品以外の金を賣買し得ず、且つ金裝飾品を買取る場合は中央、中國、交通、中國農民銀行と商議決定の價格を標準となすべく、勝手に價格を高下し得ず、若し此の種規定に違反する者は營業停止處分に處し、各種金器具及び金裝飾品を中央銀行に強制賣却せしめ、當日の建値に依り法幣を以て支拂ふものと規定した。

(五) 實施收兌金銀辦法

中央、中國、交通、中國農民銀行等の支店なき地方に在つては銀樓業をして金類の代理買取を行はしめ、銀樓業に對しては買取手續費百分の五と代理買取手續費として百分の五との合計百分の十を

支給して獎勵金とする。

(六) 收兌黃金辦法(一九三九年二月二十五日)

中央銀行と全國各省金銀器同業公會との間に金買取の規則を協議決定し、これに據て「黃金評價委員會」を組織して金買取の暗値段の禁絶を圖ることとなつた。

右に見る六項の金類買取りに關する諸規則は國內保有の金を蔣政權の機關銀行に集中して軍需資材輸入の海外拂資金に充當若しくは法幣の發行準備に振込むものであるが、併しこれ等の規則を完全に實施できる地域は一部蔣政權領域に極限され、その他に廣大な皇軍の占據地域があり、其處では金の自由市場として蔣政權よりも高値となつてゐるから、實際には蔣政權領域の金も皇軍占據地に流れ込むこととなつた。かくて蔣政權財政部は次の取締令を公布した。

(七) 限制私運黃金出口及運往淪陷區域辦法(一九三八年十二月十二日財政部公布)

金の密輸出及び皇軍占據地への輸送に關する制限規定を設け、これに據て財政部の許可を受けたる以外の一切の金の移動に制限を加へ、海外及び皇軍占據地への金の輸送を禁止するに至つた。

以上七項の規則は國內に於ける民間退藏金や市場の金を法幣に依り買取るもので、依然として私有を認められたものであるが、段々金の國有に進んで來た。即ち一九三九年初に至つて遂に支那に於ける最初の

金國有令を施いたのである。但し銀の國有令は一九三五年十一月幣制改革と同時に施行したところである。

(八) 收兌金銀通則(一九三九年一月十七日財政部公布)

金銀の買取に關する既發各規則を一括統合して金銀の買取に就ての統一法を定め、これに據て金銀の買取は一定の機關に於て行ふことになり、金銀國有の法理を織り込むこととなつた。次いで民間に於ける金銀の買取を禁止した。

(九) 取締收售金類辦法(一九三九年九月二日財政部公布)

金の國有政策が更に一步を前進して蔣政權委託の機關または個人に非らざる限り一切金類の買付けができなくなつた。その後財政部は金地金の買取に就ても規定した。

(十) 收購生金辦法(一九三九年十一月財政部公布)

蔣政權委託の機關でなければ金地金を買取ることができないと規定し、金地金買取統一の政策をも強化するに至つた。

(十一) 業務關係に因る金に就ての取締

金融業及び質屋が業務關係に因て金に就ての財政權の設定及び移轉をなす場合は總べてそれ／＼の

特別法規に據て處理されねばならぬとし、一九三九年一月初には財政部より全国各地の銀行、錢業に通電を發して「紙幣の代理發行を受けるに當り、發行準備に提供する必要に由て金を買取る場合は豫め發行銀行に向つて報告しその許可を受けて初めて處理すべきである」としてその取締を嚴にした。

(十二) 取締金融業典業質押金類辦法(一九三九年十月二十一日財政部公布)

銀行、錢業及び質屋は業務上の理由を口實として金類を擔保に取ることを得ずと規定した。是は民間の退藏金及び市場に金が蔣政權側に集中することを企圖するものである。

轉じて金鑛の採掘及び増産に關する蔣政權の對策を見るに、次の諸項を擧げることができる。

(一) 開採委員會 事變後蔣政權は軍需鑛産及び金の採掘に就ての調査、開發等の諸工作を遂行するため開採委員會を組織した。

(二) 採金局 一九三九年三月二十四日組織規定を公布、その主要なる任務としては各省採金事項の處理、中央・中國・交通・中國農民四行の金銀買取辦事處の委託を受けて産金區域で金地金の買取事項の處理に在る。同局は一九三九年五月一日成立、以前資源委員會の所管であつた國營金鑛を同局に移管した。

(三) 非常時期採金暫行辦法公布、一九三九年三月二十四日 蔣政權側では採掘中の金鑛五十六に及

ぶと言つてゐるが、右非常時期に於ける採金規則を制定して個人や各種團體の採金を奨励し、同時に國內の民族資本家、企業家及び華僑に對して採金事業への投資又は經營を誘導した。

(四) 増加金産辦法公布 一九三九年十一月更に産金増加規則を公布して資金の融通その他採金援助を規定、産金の増加を企圖してゐる。

右に見る如く、蔣政權は事變以來、國內保有の金銀を吸収するに狂奔し、また金礦の採掘を奨励してゐるが、その發表した産金年額なるものによると、四川西康三萬兩、甘肅青海二萬兩、湖南二萬兩、廣東廣西二萬兩、新疆外蒙古四萬兩の合計十三萬兩であると言ひ、また目下新式機械の設備をなしつゝあるから二三年後には湖南三十萬兩、四川二十六萬兩、西康二十萬兩、廣西十萬兩、貴州七萬兩、陝西一萬兩、青海十萬兩、河南五萬兩等(雲南、新疆、甘肅その他不明のものを除き)で合計百九萬兩を産するに至るべく、之を市價一兩を法幣三百五十元で計算すれば合計産金年額三億八千五百五十萬元に達するであらうと言つてゐる。

七 圓系通貨流通の妨害

皇軍占據地に於ては蒙疆、北支更に中南支に及び圓系通貨が極めて順調に發達して敵性通貨法幣を驅逐し、その價值を崩落させてゐるが、此の間蔣政權は圓系通貨の流通を妨害する種々なる法令を施き術策を弄して來たのである。併し法幣は低落の一途を辿り妨害策も實際には効果がなかつた。今その經過を記録せんか次の如くである。

第一期(一九三八年三月十日より同年六月二日に至る)

法幣は事變發生以來、辛ふじてその法定價值を維持して來たが、一九三八年三月十日中國聯合準備銀行開業、聯銀券を發行するに及び法幣に直接の打撃となつた。その翌日蔣政權財政部は「外匯申核制度」なる外國爲替の許可制度を實施して事變以來最初の外國爲替の統制を始めたのである。此の場合の爲替許可は聯銀券で法幣を買ひ、此の法幣を以て外貨を買取る道を塞がんとしたものであるから輸入爲替に對するものであつた。更に四月二十五日に至つて「出口商人售給外匯辦法」を公布して輸出爲替を蔣政權に賣却することを要求した。これは輸出に依て獲得される外貨を蔣政權に集中しようとするものであつた。併し支那の慢性的輸入超過に加へて蔣政權の軍需資材の輸入、更に根本的には在外爲替基金の涸渇から輸入爲替の許可の如き申請額の二割内外に制限されたもので、法幣の對外價值は法定價值を破つて墜落、即ち上海爲替市場では一志から十片に迄り落ちた。かくて此の期間に所謂爲替の暗相場が現れ

て来た譯である。

第二期（一九三八年六月三日より同年八月七日に至る）

一九三八年六月三日、臨時政府は中國、交通兩銀行の北支支店が各法幣を新たに發行することを禁じ、同月十日更に各種雜券及び北支の地名の入つてゐない法幣の流通を禁止し、八月七日には北支地名入りの法幣を以て聯銀券を取換へる場合その價值を一割切下げることとなつた。これに依て上海爲替市場に於ける法幣の續落となつた。その間蔣政權財政部では殺到する法幣の爲替兌換の要求に對して最早や従前の兌換率も維持できなくなり、或は爲替統制の強化とか或は不合法の外國爲替申請の排除とかと稱して一週間の爲替賣却高僅かに申請額の五分程度に低減して了つた。上海法幣爲替相場は十片二五から八片、更に七片九五にまで下り落ち、その後八片三七五どころを低迷してゐた。

第三期（一九三八年八月八日より一九三九年三月九日に至る）

聯銀券の流通地域は漸次擴大し來たり、北支重要都市に中國聯合銀行の支店網を擴充するに至つた。一九三九年二月二十日より聯銀券に對する法幣の價值を六割に切下げ、且つ又廣東及び漢口の皇軍占據から揚子江並に珠江の流域に我が軍票の威力が加はつて來た。それ等法幣抑壓の諸事情の下に蔣政權側では爲替統制を強化し、皇軍占據地域への法幣の流入を阻止し、更に國內保有の金銀を蒐集するに狂奔

し、また「取締日偽鈔辦法」といふ聯銀券取締規則を公布してその使用を嚴禁した。此の間法幣爲替の申請額は愈よ増加して來たが賣却高は愈よ減じ、法幣價值は辛ふじて八片を保つた。

第四期（一九三九年三月十日より同年六月六日に至る）

一九三九年三月十日より北支では法幣の流通を禁止した。法幣はここに又もや痛撃を受けたのであるが、同年十月五日英支共同法幣安定資金委員會（中英外匯平準基金委員會）の成立に依つて法幣の瓦落を支えた。五月十六日華興商業銀行開業、華興券の發行を見、法幣の新たな壓迫が生じ、法幣の爲替兌換の要求は益々増加して來たが、安定資金にてこれを賄つたので法幣價值八片二五どころに在つた。

第五期（一九三九年六月七日より同年七月十八日に至る）

英支共同法幣安定資金委員會は一九三九年六月六日の夕「日本側がその占據地域で巨額の法幣を入手してこれを上海に運來して外國爲替を買取り棉花を買付けて日本へ送つてゐる」との情報を得たとて翌七日上海の滙豐銀行に打電してその外國爲替の賣却を停止させたものとする（前出の中外經濟年報一四一頁）が、同委員會成立後比較的自由に爲替を賣應じたため忽ち安定資金の涸渇を來たし、遂にその賣止めを餘義なくしたものである。かくて法幣は六片五〇まで下り落ちて了つた。

第六期（一九三九年七月十七日より同年八月五日に至る）

一九三九年七月十七日北支地名入りの巨額の法幣が上海に持ち込まれて外國爲替を取得しようとしてゐると稱して上海の中國、交通銀行等が此の種北方券の受入を拒絶し、滙豐銀行は六月八日以來維持して來た六片五〇の爲替相場を抛棄して一落四片に慘落することとなつた。即ち法幣の先行不安から法幣の爲替兌換は愈々増加してこれに賣應することができなくなつたのである。七月二十日より華興券はこれまで法幣等價を打ち切り獨自六片の對外價値に基準を定めた。他方八月三日より北支では通貨の移動を取締り、慘落の法幣が流入して北支金融を攪亂する禍根を斷つた。

第七期（一九三九年八月七日より同年九月一日に至る）

一九三九年八月五日、倫敦發ルター電は蔣政權が英國で新紙幣十萬枚の印刷を締約したとの情報を齎らし、同時に日英兩國間に天津在銀の引渡問題に關して英國議會で論議されたとの報道が入つて八月七日午後には又もや法幣瓦落四片關門を破つて三片臺となつた。八月三十一日には上海海關收稅處が完全に維新政府側管轄下に入り、九月一日より華興券による關稅納入が認められ法幣は全く不利な情勢となり四片どころに低迷を續けた。

第八期（一九三九年九月二日より同年十一月十九日）

此の八十日間には第二次歐洲大戰の勃發から法幣による輸出の増加、投機業者の商品買進みに

よる法幣需要の増加、華僑の本國送金の増加及び歐戰による資金封鎖を避ける外資の支那への逃避から法幣が一時の引返しを示し十一月十八日五片三二八一二五（對米八弗六二五）となり續落非勢の後の初めての反撥であつた。此の間九月十六日には揚子江流域一帶の鑛産、纖維品、漆等の搬出に對する制限、十月二十五日には聯銀券の米弗との聯關、十一月五日には江海關（上海海關）の法幣出入制限、十一月十六日北支一帶の郵便貯金の基礎強化等が實行されて法幣の反撥も線香花火的な運命に置かれることとなつた。

第九期（一九三九年十一月二十日より一九四〇年五月一日に至る）

海外特に英領植民地から上海への資金の流入を主なる材料として線香花火式に小反撥を告げた法幣相場もその後の英國政府の爲替統制の強化から資金の流出が阻止されることとなり、自ら法幣買外貨賣も力を弱められ、反對に外貨買が増加し且つ法幣買に思惑した投機筋の利喰賣も加はることとなつた。斯くて一時の硬勢も剝脱して再び上海の爲替市場には軟風が吹き捲くるに至つた。此の間法幣の爲替相場は大體に四片八分の一見當であつた。

第十期（一九四〇年五月二日より今日に至る）

一九四〇年五月二日、滙豐銀行は此の日午前九時半頃まで堅持してゐた對英四片八分の一の賣値を突

如一舉に八分の七片引下の三片四分の一（對米四弗十六分の十一）に變更した。且つ統制賣を停止したのであるが、その爲に市場は二片蓋すら示して全く混亂に陥つて了つた。此の賣止めの理由としては外貨に對する投機筋の買主が殺到した結果遂に英支共同法幣安定資金では到底喰ひ止めることのできなくなつた點に在る。その後投機筋の利喰賣を以て小反撥を呈し一張一弛の裡に經過してゐる。併し法幣制度崩壞の現状は全く何を以てするも支え得ざるに至つたのである。かくて北支に於て聯銀券が發行された以後、敵性通貨法幣は皇軍破竹の急進撃に伴れて崩壞し、英米の支援を以て抗するも何等力なく日に衰弱の有様である。而して廣大な皇軍の占據地域に在つては法幣の没落とは正反對に圓系通貨が日に健全な發達を示しつゝある。正に通貨戰に於ても斷然我が完勝を誇ることができるのである。

八 以上の要約

蔣政權戦時下の金融政策に就て述べた如上の實情を更に要約すると、國內に軍需資材を供給できる何等の設備をも有しない蔣政權としては是等資材を悉く外國から買取らなければならぬ。然るに軍需資材を供給する諸國（といつても英米蘇の三國が殆どその全部を占めるが）は決して長期の信用を供與する

ものでなく原則的には現金主義によるものである。故に法幣兌換の爲替基金たるべき在外資金が此の軍需資材の代金支拂に流用されることになる。自ら國內保有の金銀や金鑛の開發に狂奔することともなるが、併し是ととも次から次に差迫つた軍需資材の代金となつて法幣に對する在外資金の方に振向ける餘裕は全くない。此の爲に法幣の對外價值は窮極に於て爲替兌換に應じ得る在外資金の價值まで下り落ちる。殊に國內軍費支拂のために法幣の増發が不可避であるから、法幣の没落が底無き釣瓶落となつて來る。その時圓系通貨の壓力が皇軍進撃と共に強大となるのであるから一倍法幣の没落も急である。かくて蔣政權戦時金融政策の目標は圓系通貨の壓力から少しでも軽減する點に置かれるのであるが、實力は如何ともならず、その破綻は常に嚴格に法幣の没落を以て表示されるのである。

第五 金融機構の調整と蔣政權の戰時體制

支那の金融機關は舊式なものが衰へ新式なものが盛んとなつたこと前にも觸れたところであるが、併し新式金融機關の發達は政府財政に深く喰入ることに依つたものだけに、これに對して政府が管理權を發動するとか、強く支配するとかは實際的に不可能であつた。かくて新式銀行は此の限りでは完全に自力を以て發達して來たものと言へるのである。これに政府が支配の手を着けるようになったのは漸く事變直前に敢行した一九三五年十一月の幣制改革の頃のことである。その時までには蔣政權は公債を發行して、銀行から現銀や銀行券を借出したものである。若し支那の實狀に於て公債を發行して通貨が政府の手に入り、再び軍政費となつて國內に撒布され、銀行の手に環流する限り、新式銀行は依然政府財政を強く支配するものであり、また易々と政府の管理下に落ちるものでもない。然るに公債を通して蔣政權に入つた通貨はその一部が半植地といふ鐵管を通して英米等の金融資本家の庫中に流れ去り、また一部は公債を取扱ふ官僚の私囊に吸収され、結局僅かな部分が國內に放されることとなるが、そのうちの或る部は死藏されて流通圏外に落ちて了ふ。再び銀行に環流する通貨の量に至つては極少な部分に過ぎない。

銀行が公債を引受ける場合は天引三割とか四割とかといふ暴利を占めるが、併し次ぎから次ぎに濫發される公債を引受けて、而も環流する通貨の量が極少の部分であるから、結局銀行に蓄積された現實の通貨が政府に吸収し盡される道理である。實際問題として第一次歐洲大戰後の世界好況を受けて支那では一時非常に投機が盛んとなつて戰爭中に巨利を得た農工商各業者が投機に熱中してその利得を持ち出したものであるが、その後の反動的恐慌に當つて彼等は何れも大損を生じ、その金は新式銀行に流れ込んだものである。此の頃から蔣政權の公債が始まつて新式銀行の庫中に蓄積されてゐた現銀が絶好の投資對象とばかり公債に飛付いたのである。此の結果が上述の如く手持ち現金をはたいて了ふこととなつて、手に残る物は何時零になるかも知れぬ價值の不安定な公債といふことになつた。是れでは新式銀行が政府を引づる力が無い譯である。それでも幣制改革までは當時戰後不況の爲め價值の低落した世界の銀が支那を唯一の逃避市場として集中してゐたので、新式銀行は之を借入れて銀行券を發行し、それを以て政府から公債を買取り暴利を占めることができた。然るに一度び米國の銀政策により世界銀價が反撥し初めると英米金融資本は時こそ到れとばかり支那在銀を引上げることとなつた。新式銀行は此の爲に大きな痛手を受けることになり、是がまた蔣政權に屈服する原因の一つとなつた。要するに、蔣政權

の成立前は勿論、その後も長く政府財政は新式銀行に依存してゐたものであつたが、結局公債といふ武器に依り獲得したる實力を以てそれを屈服させる時が來たのである。かくて蔣政權は幣制改革の直前に新式銀行に對する支配權を握るに至り、前記の如き中央、中國、交通の三政府系銀行（中國農民銀行はその後加へられたもの）をその支配に收める改組を斷行することができたのである。

幣制改革を通じて通貨の發行權を政府に獨占し、事變直前の状態に於ては中央、中國、交通及び中國農民の四銀行を法幣の發行機關として政府の統制下に置き、餘の發券機關に對しては新規發行を禁止し、その早急の既發紙幣の回收を命じ得るまでに銀行管理の工作を進めることができた。かくて今次支那事變に際會した譯である。蔣政權は事變當初中央、中國、交通及び中國農民の四銀行をして「聯合辦事處」といふ四銀行の統合機關を設立させた。是は四銀行の實力を結合して戰時金融を賄はんとするものであつて、次いで「聯合貼放辦法」なる聯合辦事處を通じて割引貸附業務を行ふ規定を公布、上海（總處を置く）漢口、南京、長沙、南昌、重慶、濟南、鄭州、杭州、寧波、無錫、蕪湖等の十二ヶ處に「聯合貼放委員會」を設置した。これ等の委員會では各種の手形割引や農工礦各産品を見返りとして貸附を行ふものである。その後前述の「地方金融機構改善辦法綱要」を公布して、聯合辦事處の統制下に地方金融機關を吸収、これを通して物資の獲得を圖るに至つた。更に一九三九年九月八日「戰時健全中央金融

機構辦法綜要」を公布して右事變當初設置の四行聯合辦事處の組織を改めた。

右の戰時健全中央金融機構辦法綜要とは金融上の中央集權制を規定したものである。即ち中央、中國、交通、中國農民の四政府銀行をして聯合辦事處を共同組織せしめ、蔣政權の戰時金融政策一切を處理せしめるもので、該總處には理事會なる執行機關を設け、此の會の事務一切を管掌することを規定し、中國農民銀行理事長の資格で蔣介石が聯合總處の主席を擔任、これに常務理事として中央銀行總裁の財政部長孔祥熙、中國銀行理事長宋子文、交通銀行理事長錢永銘を配し、別に平理事に中央銀行副總裁陳行、中國銀行總支配人宋漢章、交通銀行總支配人唐壽民、中國農民銀行總支配人葉琢、財政部代表として財政部次長徐堪を擧げた。此の新中央金融機構辦法は從來中央銀行が他の三政府銀行を指導して來たものを改めて四政府銀行を打つて一丸とする聯合總處に結合させ、軍事委員長たる蔣介石が主席となつて中央金融をも蔣の獨裁下に置くに至つたもので、これに依て蔣介石は中央銀行は勿論、中國農民銀行と共に中國、交通の兩銀行をも自由支配下に吸収するものとなつた。右と同時に「金融鞏固辦法綱要」を公布したが、是は（一）法幣保證準備物内容の再確定、（二）法幣發行準備金検査に對する信任強化、（三）蔣政權軍機關の整理と統一並に支出節減その他各機關の支出節減、（四）輸入に對する外貨の嚴正供給による外貨の安定、（五）法令による各銀行の貯蓄預金の積極的吸収及びその預金の生産事

業への投資、(六) 西南、西北の金融網の擴充による地方金融の發展等を規定するものである。今右金融鞏固辦法及び戰時健全中央金融機構辦法綜要を掲記せんか次の如くである。

(一) 金融鞏固辦法綱要(一九三九年九月八日公布)

(甲) 法幣準備金及検査公告辦法

法幣準備金は原有の金銀及外貨の外左記各款を加入して之を充實するを得

一、短期商業手形

二、倉庫證券

三、生産事業の投資、國民政府發行の公債、實質準備金は準備金金額の十分の四を超過するを得ず

四、發行準備管理委員會は各重要省市の商會、銀錢業公會の代表を招聘參加せしめ検査を公開し發行數額、準備銀實況は之を公告すべし

(乙) 豫算査定標準

一、黨政軍機關の不必要なる事業費、既に駢拇枝指となれる機關は嚴格に裁減、其の事務は各該主管機關に集中して統轄處理し以て支出を節約すべし

二、各主管機關は不必要の支出を節約すべし、但し俸給公費は再度減額するを得ず

(丙) 外貨審査の嚴重處理

外貨審査委員會(外匯審核委員會)より、公布の輸入物品外國爲替購入申請規則に依據して外貨を供給し正當の需要をして外貨を獲得せしめるよう外貨を供給し以て外貨市價を安定す。

(丁) 社會の投資吸收、金融の擴充統一

一、財政部は各銀行に對し法令に依據して儲蓄預金を積極處理し並に其の儲蓄預金を以て生産事業に投資すべきを督促す

二、西南西北の金融を擴充して統べて毎縣區に一銀行を設け以て地方金融を活潑とし生産事業の發展を期すべし

(二) 戰時健全中央金融機構辦法綜要(一九三九年九月八日公布)

一、中央、中國、交通、中國農民四銀行は聯合辦事總處を合同組織し各特種業務に關係ある政府の戰時金融政策辦理の責を負ふ、其の組織左の如し

イ、聯合總處は理事會を設く、中央銀行總裁、副總裁及び中交兩行董事長、總經理、中國農民銀行理事長、總理並に財政部代表により之を組織す

ロ、聯合總處理事會は主席一人、常務理事三人を設く、國民政府より之を特派す、主席は一切の事

務を總攬し、常務理事は主席を補佐して一切の事務を執行す

ハ、聯合總處は秘書長一人を設く、主席より之を任命す

ニ、財政部は聯合總處に權附を授け理事會主席が非常時期内に在りて中央、中國、交通、農民四銀行に對して便宜の措置並に其の職權を代行せしむ

二、聯合總處の組織の詳細及び各項章則は理事會により草案作成、財政部に報告して財政部の査定により中交農四行が各其の法或は條例に依據し規定する所の職權及び業務に分別之を發展す

三、中交農四行總行の未だ國民政府所在地に移設せざるものは聯合總處により理事會で期日を規定し最短期間内に移設を實行すべし

四、中交農四行總行及び聯合總處は逐日收支日計尻、發行數目、市場利率並に毎月上旬に前月の資産負債實況を財政部に報告して審査を受くべし

五、中交農四行總行及び聯合總處は財政部に於ける金融重大事項に對して並に隨時財政部に向つて密かに意見を陳ぶ、但し凡べて財政部決定を経たる施行事項、四總行或は聯合總處の辦理を發令せるものは依據して切實に辦理すべし、違反或は遲誤するを得ず、並に專員を指定して各分處推行を監督指導する責を負ふべし、並に進行綱要及び報告表式を制定して毎月辦理成績を四總行及び聯合

總處に報告し、取り纏めて財政部に轉報審査を受くべし

六、財政部は聯合總處、理事會と共力して十人乃至二十人の視察を設置し四行總分支行に巡視して各該行が政府の政策を奉行するに違反或は遲誤の有無及び其の一般業務を執行するに抗戰需要に能く適合するや否やを隨時財政部に密告せしむ、財政部は審査して獎懲を分別す

七、本綱要は國防最高委員會により審定施行す

以上見て來たように、事變以來蔣政權は段々金融機構を中央集權的に統合して來たのであるが、此の統合たるや結局蔣介石の金融獨裁となるものであつた。原々宋家財力と關聯するところではあるが、等しく宋の一族でありながら、各別の銀行に據つて同一族中の派別を形成してゐたものである。例へば蔣介石は中國農民銀行に據て中國農民銀行派を形成し、孔祥熙は中央銀行に據り、宋子文は中國銀行に據り、それ／＼中央銀行派とか中國銀行派とかを形式する如くである。斯かる宋一族の金融上に於ける派別に從つて爾餘の金融機關にもそれに繋がる派別が生じて來るのである。例へば交通銀行が孔祥熙を中心とする中央銀行派に屬する金融機關である如くである。但しその間に表裏複雜の關係があつて、例へば中央銀行派に屬する交通銀行もそれは表面的であつてその實は交通銀行總支配人唐壽民と宋子文との關係から宋子文を中心とする中國銀行系に屬する如きがある。斯うした實情の下に等しく宋一族の金融

支配に於ても蔣、孔、宋の三派に別れてゐたものである。それを事變進展と共に各派が段々窮境に追ひ詰められることとなり、未だ内容整はざるものゝ一應軍事上の獨裁者たる蔣介石の支配下に金融機構も亦統合された形となつた譯である。かくて事變後の蔣政權側金融機構の調整なるものは蔣介石獨裁の方向を探り、此の獨裁制がまた金融上の新體制となつてゐるのである。

第六 銀行業の戦時動態

事變當初支那銀行及び錢業は急に大きな動搖を感じたと同じく單に預金の拂戻を停止して自己保全に汲々たるのみであつたが、事變の擴大更に長期化と共に段々平常状態を取戻して來た。皇軍占據地には早くも戦後金融の復興に就き萬遺憾なき諸方策が着々實行された。蒙疆地區に於ては蒙疆銀行が創設され、北支地區で中國聯合準備銀行また中支地區でも華興商業銀行がそれ／＼設立されたのである。是等の諸銀行は紙幣發行銀行として誕生したところであるが、それ以外に江蘇省の蘇民銀行、浙江省の浙民銀行、安徽省の皖民銀行、河南省の豫民銀行、山東省の濟民銀行、青島の大阜銀行、蒙疆の蒙古聯合實業銀行、察南實業銀行、晋北實業銀行等も相前後創設され、また廣く錢業の復興にも協力の手を差し延べられたのである。他方蔣政權側の殘存領域に在つても實質は兎も角として西南、西北地區に於ける金融網の擴充を企圖し、主として政府銀行の支店や出張所であるが、事變後同地區の銀行數も急激に増加した。今それ等新式銀行の戦時下に於ける消長を摘録せんか次の如くである。

一 新設・改組・合併

支那事變後に増設された新式銀行は次の西康省、川康平民、和成、重慶市民、興文、甘肅省、四川通惠の合計七銀行である。此のほか廣州絲業、廣東實業兩銀行が廣東省銀行に合併された。

(イ) 西康省銀行 西康省建設委員會が一九三七年八月資本金二十五萬元を以て設立したところで本店を康定に置く。

(ロ) 川康平民銀行 既設の川康殖業、重慶平民及び四川商業の三銀行を合併して川康平民銀行と稱するに至つたもの、一九三七年九月設立、資本金三百萬元、本店重慶である。

(ハ) 和成銀行 既設の和成錢莊を改組して和成銀行を稱するもの、一九三八年一月設立、資本金六十萬元、本店を重慶に置く。

(ニ) 重慶市民銀行 一九三八年七月一日創立に係り、本店を重慶に置く。

(ホ) 興文銀行 既設の興文官銀號を改組し、雲南省財政廳よりの出資六十萬元を資本金として一九三九年五月一日雲南省の昆明に設立された。

(ヘ) 甘肅省銀行 既設の甘肅省官銀號が蔣政權の命令で改組されたもの、一九三九年六月一日本店を蘭州に設立した。甘肅省には原と新式銀行としては中央銀行支店及び中國農民銀行の支店・出張所・農貸所のみであつたが、一九三八年中央銀行が支店一箇處を増設、更に甘肅省銀行の設立となつて新式銀行の本支店、出張所及び農貸所で合計六箇處に新式金融機關が設けられてゐることとなつた。

(ト) 四川通慶銀行 一九三九年十二月十五日の設定である。

(チ) 廣州絲業及び廣東實業銀行と廣東省銀行との合併 廣州絲業銀行は一九三〇年三月十八日資本金五十萬元で創設、一九三八年七月一日廣東省銀行に合併、廣東實業銀行は一九三六年一月一日資本金毫洋五百萬元(拂込資本百萬元)を以て創立、一九三八年二月二十一日同じく廣東省銀行に合併された。

右により新設の銀行三行、官銀號の改組による新設の銀行三行、三行の合併による新設一行及び既設銀行に合併せる銀行二行となり、結局七行を増設して五行を減じ、差引二行の増加となつた。

二 停業・復業

事變に因る停業銀行は大康、恆利、嘉定、通和及び北洋保商の五行であるが、そのうち大康、恆利、嘉定の三銀行は次の如く既に復業してゐる。

(イ) 大康銀行 資本金五十萬元を以て上海に設立された銀行であるが、一九三七年七月二十二日停業、その後整理を了して同年十二月二十八日の株主總會に於て同額の資本金を以て復業と決定し、爾來營業を繼續してゐる。

(ロ) 恆利銀行 一九二八年資本金七十五萬元を以て上海に設立、一九三七年八月九日停業、一九三八年十一月四日同額の資本金で復業した。

(ハ) 嘉定商業儲蓄銀行 一九二二年二月資本金で設立されその後一九二四年に二十萬元に増資、本店を嘉定に置いたが事變後上海に移した。その貸附先が交戦地帯に集中してゐたため甚大なる打撃を受け遂に一九三八年十月十一日停業するに至つた。その後出資者の預金を資本金に振替へて舊資本金の二十萬元を得、これに新規に十萬元を加へ合計三十萬元の資本金を以て一九三九年十一月十四日復業した。

(ニ) 通和銀行 一九二五年五月二十五日資本金五十萬元を以て創立、その後百萬元に増資、本店を上海に置く。一九三八年十月一日停業するに至つた。

(ホ) 北洋保商銀行 一九〇八年時の北洋大臣倡議に依て計畫され、一九一〇年資本金四百萬兩を以て正式に設立されたもので、後に株式會社組織に改め拂込資本百十二萬九千五百元とし、本店を北京、分支店を天津、鄭州、歸綏等七ヶ處に設置、嘗て紙幣を發行したことがある新式銀行中設立の古い銀行の一つである。一九三九年一月五日停業整理を宣したが、預金の拂戻方法は(一)當座預金一千元未満隨時支拂、一千元以上一月二十日より支拂、五千元以上二月十日より支拂、(二)定期預金一千元未満一月十日より支拂、一千元以上二月二十日より支拂ふことに定めた。

事變後停業を餘儀なくした新式銀行五行のうち尙ほ復業に至らざるもの上海の通和銀行と北京の北洋保商銀行との二行である。

三 分支店等の増減

事變勃發後沿海沿江の各重要都市が相踵いで皇軍の占據に歸したので、蔣政權は西南、西北地域に新たな抗戰經濟の建設を圖ることとなり、従つて新式銀行の分支店の此の地域に設置されるものが急に増加することとなつた。これ等新式銀行の分支店その他設立を地域別に見れば次の如く西南西北のそれが

壓倒的多數となつてゐる。

行名	地域	種別	行名	地域	種別
一九三七年七月			一九三七年十二月		
重慶銀行	四川萬縣	辦事處	中央銀行	雲南昆明	分行
新華銀行	江蘇南京	同	一九三八年一月		
江蘇銀行	江蘇東山	同	中央銀行	湖南衡陽	分行
同	上海滬西	分處	交通銀行	四川重慶	支行
同	安徽蕪湖	分行	浙江興業銀行	同	同
交通銀行	浙江湖州	辦事處	廣東省銀行	廣西梧州	辦事處
四明銀行	浙江杭州	支行	同	廣東瓊東	支行
浙江建業銀行	浙江紹興	同	浙江興業銀行	湖南長沙	同
四川商業銀行	湖北漢口	辦事處	中央銀行	廣西梧州	分行
鹽業銀行	廣東廣州	同	四川銀行	四川雅安	辦事處
四明銀行	浙江紹興	同	四川省銀行	四川西昌	同
浙江興業銀行	江蘇南京	分處	同	四川廣元	同

行名	地域	種別	行名	地域	種別
一九三八年二月			一九三八年五月		
浙江地方銀行	上海邁爾亞愛路	辦事處	福建省銀行	福建上洋	辦事處
廣東省銀行	廣東樂昌	同	四川省銀行	香港永安	同
上海銀行	四川重慶	分行	中國銀行	湖南常德	同
華僑銀行	廣東大埔	辦事處	中央銀行	同	分行
福建省銀行	福建邵武	分理處	湖南省銀行	湖南芷江	辦事處
同	福建建陽	同	同	同	同
同	福建寧化	同	同	同	同
一九三八年三月			一九三八年五月		
中央銀行	香港	辦事處	金城銀行	雲南昆明	分行
中國銀行	廣西梧州	支行	同	同	辦事處
金城銀行	上海極司非爾路	辦事處	中央銀行	廣西桂林	分行
中國國貨銀行	香港	分行	中國農民銀行	同	同
湖南省銀行	湖北漢口	辦事處	江西裕民銀行	湖南長沙	同
一九三八年四月			上海銀行	四川成都	同
福建省銀行	福建永春	辦事處	四川省銀行	四川峨眉	辦事處

中國國貨銀行	湖南長沙	分行	交通銀行	四川萬縣	辦事處
中國農民銀行	雲南昆明	同	同	廣西梧州	分行
同	湖南沅陵	辦事處	廣東省銀行	新嘉坡	同
一九三八年六月			上海銀行	貴州貴陽	辦事處
交通銀行	四川成都	支行	四川省銀行	四川石橋	同
同	漢口佛租界	辦事處	同	四川敘水	同
廣西省銀行	廣西桂林	同	聚興誠銀行	雲南昆明	同
福建省銀行	福建連城	分理處	中南銀行	四川重慶	支行
一九三八年七月			一九三八年八月		
中央銀行	甘肅天水	辦事處	四川儲蓄銀行	四川重慶	分會
同	貴州盤縣	同	中國實業銀行	同	分行
中國銀行	廣東梅縣	同	陝西省銀行	陝西南鄭	辦事處
同	漢口佛租界	同	四川省銀行	四川富順	同
交通銀行	湖南衡陽	同	同	四川三台	同
同	湖南常德	同	一九三八年九月		
同	湖南沅陵	同	廣東省銀行	廣州灣	辦事處

廣東省銀行	廣東大埔	辦事處	福建省銀行	福建福州	分行
同	星洲	分行	中央銀行	四川雅安	同
福建省銀行	福建峯市	分理處	同	四川宜賓	同
同	福建上杭	同	一九三八年十二月		
南京商業銀行	香港	分行	中國銀行	貴州貴陽	分行
一九三八年十月			時日未詳		
新華銀行	雲南昆明	分行	西康省銀行	四川成都	辦事處
國華銀行	香港	同	同	四川雅安	同
中國銀行	雲南昆明	同	同	西康富林	同
四川省銀行		辦事處	同	西康泥東	同
上海銀行		分行	交通銀行	陝西南鄭	同
四川美豐銀行		同	鹽業銀行	四川重慶	分行
重慶銀行		同	江蘇銀行		同
川康銀行	雲南昆明	同	大陸銀行		同
一九三八年十一月			通商銀行		同
上海銀行	廣西桂林	分行	四明銀行		同

四川美豐銀行	論化龍橋	支行	中國銀行	雲南保山	辦事處
一九三九年十一月			時日不詳		
中央銀行	青海西寧	辦事處	中國銀行	雲南祥寧	辦事處
浙江興業銀行	雲南昆明	分理處	中國農民銀行	西康雅安	同
一九三九年十二月			西康省銀行	同	同
中國銀行	湖北老河口	辦事處	四川美豐銀行	同	同
同	雲南下關	同			

右に見る事變勃發の一九三七年七月より一九三九年末に至る間に分支店等を新設されたもの合計百七十一の多きに達し、そのうち辦事處九十一、分行五十、支行十八、分理處七、分處二、支會二、分會一となつてゐる。而してこれ等新設の辦事處その他は殆ど全部といひ得るまで西南、西北地區に於けるものである。また此の間に分支店等の撤廢されたものを掲記すれば次の如くである。

行名	地域	種別	行名	地域	種別
一九三七年			中國實業	天津梨棧	辦事處
中國實業	鎮江城内	辦事處	北洋保商	河南鄭州	同

大陸銀行	河南鄭州	辦事處	一九三八年	上海西門	支行
中孚銀行	同	同	四明銀行	上海城區	辦事處
浙江興業銀行	同	支行	同	南昌中正路	同
上海銀行	河南彰	辦事處	上海銀行	上海	同
同	河南陝州	同	四川省銀行	重慶	分行
同	河南靈寶	同	四明銀行	福州城内	辦事處
同	陝西潼關	同	中國實業銀行	同	同
同	陝西咸陽	同	福州商業銀行	廣州	匯兌處
同	蘇州閶門	同	廣西省銀行	北京	分行
大來銀行	上海南市	分行	中央銀行	上海界路	同
中國實業銀行	同	辦事處	交通銀行	上海提籃橋	同
上海銀行	天津小白樓	同	同	同	同
同	同北馬路	同	一九三九年	上海中虹橋	分行
同	蚌埠經一路	同	上海銀行	同	同
同	江西吉安	同	同	同	同
陝西省銀行	河南鄭州	分行	同	同	同

上海銀行	湖北宜昌	分行	福建省銀行	南	台	辦事處
金城銀行	上海曹家渡	辦事處	醴陵農民銀行	貴	陽	同
同	同	西門	同			

事變以來一九三九年末までの間に撤廢された分支店等は合計三十八であつて、そのうち辦事處が最も多く二十五、分行十、支行二、滙兌處一である。而してそれ等分支店等の撤廢は上海のある江蘇省が最も多くなつてゐる。

四 戦區銀行の移動

事變勃發と共に戦區の銀行は逸早く安全地帯を求めて奥地に移轉したものである。全支新式銀行の集中してゐる上海の如きも一九三七年八月十三日上海が戦争状態に陥つたとき、同様に奥地に一時避難したものである。然るに上海が平和を取戻した以後皇軍の治安工作の進展と相俟つて避難した新式銀行が漸次上海に復歸したほか、戦局が段々奥地に擴大して上海が安全地帯と變し、且つ資金が内外から上海に集中するに至つたので新式銀行の戦區から上海に移轉して來るものも踵を接するに至つたのである。

今戦區に於ける新式銀行の上海を初めその他安全地帯への移動状況を見るに次の如くである。

- (イ) 大陸銀行 杭州、南京、兩分行及び蘇州、無錫、紹興、南潯、虹口、方濱路の六支行は上海九江路總行内に移轉。
- (ロ) 上海銀行 上海小東門、東台、海門、南通などの辦事處は上海總行内に、上海西門分行は霞飛路分行内に、提籃橋分行は愚園路分行内に、北四川路分行は靜安寺路分行内に、廣州分行は香港大道中六號に各移轉。
- (ハ) 中孚銀行 蘇州、南京の兩支行は上海仁記路總行に、上海西門支行は靜安寺路支行に移轉。
- (ニ) 中國國貨銀行 蘇州分行、常熟支行は上海總行内に、廣州分行は香港德輔道中鐵行に移轉。
- (ホ) 中國農民銀行 廣州分行は香港大道中友邦銀行に移轉。
- (ヘ) 中國藥業銀行 南京分行、上海文廟公園辦事處は上海總行内に移轉。
- (ト) 中國企業銀行 上海西門分行は上海四川路總行内に移轉。
- (チ) 中國農工銀行 南京、杭州兩分行は上海北京路一九〇號に、また廣州分行は香港德輔道中亞歷山大州五樓にそれごとく移轉。
- (リ) 中南銀行 杭州、蘇州兩支行は上海福煦路支行に、南京支行は、重慶陝西街重慶支行に、無錫、

上海虹口の兩辦事處は上海八仙橋辦事處に、廣州分行は香港大道中都利街三號にそれごとく移轉。

(エ) 中國銀行 南京分行及びその所屬の鼓樓、大行宮、中正路、下關辦事處、南昌、南通、蕪湖などの支行並に杭州分行、嘉興、湖州、盛澤、上海虹口辦事處は上海漢口路五十號に移り、上海南市界路辦事處は上海八仙橋に、廣州分行は香港德輔道中白宮行に移轉。

(ル) 中國通商銀行 南京、蘇州の兩分行及び無錫、杭州、蘇州の三辦事處は何れも上海外灘總行内に移轉。

(ヲ) 中國實業銀行 南京分行、鎮江、無錫、蘇州、蕪湖の支行及び南京下關、泰縣、揚州、常熟などの四辦事處は上海北京路一三〇號に移轉。

(ワ) 四明銀行 南京分行、蘇州、杭州支行は上海總行に移轉。

(カ) 交通銀行 杭州分行、嘉興、蘇州觀前、常熟、太倉、常州、丹陽、金壇、無錫、徐州、蚌埠、新浦、板浦、蕪湖、宣城、如皋、湖州、鎮江、揚州、泰縣、宿遷、東台、鹽城、淮安、黃橋、宿遷、泰興、高郵、美堰、秦潼、寶應、清江浦などの支行或は辦事處は上海漢口路十號に、廣州は香港雪廠街にそれごとく移轉。

(ヨ) 江蘇銀行 無錫、常州、常熟、奔牛、丹陽、南京、江寧、青浦、崑山、朱家角、松江、溧陽

宜興、吳江、同里、震澤、太倉などの分支は上海霞飛路に移轉。

(タ) 金城銀行 蘇州辦事處は上海江西路總行内に、常熟、南通の兩辦事處は上海靜安寺路辦事處内に、上海曹家渡辦事處は愚園路辦事處内に、廣州分行は香港大道中十六號に各移轉。

(レ) 浙江地方銀行 杭州總行及び海寧分行は浙江麗水に、嘉善、嘉興、湖州、平湖、崇德、硤石、桐鄉、長興、双林、新市、南潯、泗水などの各分支は浙江奉化に、蕭山、餘杭、諸暨などの分支行は寧波に各移轉。

(ソ) 浙江實業銀行 杭州、南京などの分行、無錫支行、蘇州、常州、下關、蚌埠、吳興、杭州、湖野などの辦事處は上海北京路總行に各移轉。

(ツ) 浙江實業銀行 杭州分行、上海虹口支行は上海福州路總行に各移轉。

(ネ) 嘉定銀行 總行は嘉定より上海愛多亞路に移轉。

(ナ) 徐州國民銀行 臨時通訊處を上海江西路上海大樓二一八號に設置。

(ラ) 興誠銀行 蘇州支行は上海分行内に移轉。

(ム) 綢業銀行 杭州、嘉興、盛澤などの分行は上海總行内に移轉。

(ウ) 浙江建業銀行 總行は杭州から滬山西路天津路に移轉。

- (キ) 新華銀行 南京分行、上海吳淞鎮、提籃橋辦事處は上海江西路總行内に、閩行辦事處、上海西門辦事處は上海八仙橋に、廣州分行は香港、德輔道中太行内に各移轉。
 - (ク) 國華銀行 南京分行とその所屬の大行宮、城内、鼓樓辦事處、蘇州分行及びその胥門の兩辦事處、常州分行及びその西門辦事處は上海北京路總行内に各移轉、上海南市分行は八仙橋分行内に、廣州分行は香港大中道中十一號に移轉。
 - (カ) 浦東銀行 上海滬義渡、南匯、周浦分行は上海總行内に移轉。
 - (キ) 永大銀行 南京分行は上海寧波路總行内に移轉。
 - (ケ) 廣東銀行 廣州分行は香港德輔道中六號に移轉。
 - (カ) 鹽業銀行 廣州辦事處は香港德輔道中二百三十六號に移轉。
 - (ケ) 廣東省銀行 廣州分行は香港德輔道中六號に移轉。
 - (コ) 鹽業銀行 廣州辦事處は香港德輔道中二百三十六號に移轉。
 - (コ) 廣東省銀行 廣州總行は連縣に移轉、また惠陽、增城、東莞、石龍、佛山、翁源、順德、英德、博多、江門、中山、三水、肇慶、台山、恩平、文昌、瓊東など十八支行は總行に移轉。
- 事變以來新式銀行の戰區に散在してゐた分支店等は相繼いで安全地帯への引揚げを行ひ、事變前各地

に擴つてゐたものが一時に收縮した形である。而してその收縮は多く本店に移轉したもので、また南支のものは香港に移つたものも相當あるが、特に上海に移轉したものが最多数となつてゐる。

五 總 括

事變前新式銀行の發展を語る分支店の地方的進出に依り可成り小都市にまで金融網が擴充されてゐたものであつた。然るに事變後はこれ等の地方小都市が悉く戰火に陥つたので新式銀行の分支店等はいづれも安全地帯に引揚げを行ふこととなつた。併し尙ほ現狀に於ては一時的な引揚げであつて、未だ引揚げた分支店の撤廢を確定したものではないから、計數の上には大きな變化を表はしてはゐない。寧ろ却つて西南、西北地域に於ける分支店等の増設を通して左表の如く前掲の事變前計數よりも増加してゐる(前出中外經濟年報による)。

新式銀行地域分布 (各年度六月末現在)

地域別	本店數	支店數	計
東 部	一九三八年 一〇	一九三八年 一〇	二〇
	一九三九年 一〇	一九三九年 一〇	二〇
	一九三八年 一〇	一九三九年 一〇	二〇

北 部	一六	一五	三〇	三六	三五
中 部	二二	二二	三三	三〇	三五
西 部	三三	三三	一九	三三	三九
南 部	三三	三三	三〇	三三	三三
西 北 部	三	三	三	三	三
國 外			三	三	三
滿 洲 國	一	一	三〇	三〇	三〇
其 他	三	三	三	三	三
計	一六	一六	一六九	一七〇	一八〇

右の表を事變前の計數と比較すると、本店數に於て一九三八年は六行を減じ、一九三九年は二行を恢復して結局尙ほ四行を減じてゐる。また支店數に於て一九三八年は本店減と反對に四十二行を増し、一九三九年は更に五十一行を加へてゐる。而してこれ等の増減を地域別に見ると、本店數は東部及び北部に減じ、西部及び南部に増し、支店數は大體各地増加の歩調を示した。即ち東部、北部、中部、西部及び南部に各増加してゐるが、特に西部及び南部の増加の著るしきものがある。次に新式銀行の性質別につきその消長を表示すれば左の通りである。(前出中外經濟年報による)。

新式銀行性質別本店數 (各六月末現在)

性質別	本店數		支店數		計
	一九三八年	一九三九年	一九三八年	一九三九年	
中央及特許	四	四	五四	五四	五八
省市立	六	六	四七	五四	五八
商業儲蓄	七	七	三三	三九	四六
農工	三	三	一七	一七	二〇
專業	三	三	三	三	六
華僑	一〇	一〇	三	三	一三
計	一六	一六	一六九	一七〇	一八〇

右表のうち一九三九年六月末現在と前掲事變直前一九三七年六月末現在との間に於ける消長を見るに、中央及特許銀行は本店數に變化なく四行であるが、支店數五十一行を増し、省市立銀行は本店數二行、支店數五十行を各増加、商業儲蓄銀行は本店數三行、支店數十行を各減少、農工銀行は本店數一行を増し支店數不變となつてゐる。專業銀行は本店數二行、支店數一行を各増加、華僑銀行は本店數不變支店數一行を増加してゐる。結局これ等の新式銀行本支店數の増減に依て示されるところは蔣政權側が

その中央及特許銀行の直接機關銀行と省市立銀行なる間接の機關銀行とを増設して抗戰物資の集中を圖つてゐることが判かるのである。更に如上の消長を示せる新式銀行につき拂込資本を表示せんか次の如くである(前出中外經濟年報による)。

新式銀行拂込資本 (單位千元、各六月末現在)

性質別	一九三八年	%	一九三九年	%
中央及特許	一七五〇〇	元	一六七五〇〇	元
省市立	七九八〇〇	元	七九八〇〇	元
商業儲蓄	八四三〇八	元	八三、四一九	元
農工	二八六六六	元	二八六六六	元
專業	一八二二九	元	一八二二九	元
華僑	五、六五五	元	五、六五五	元
計	四六、一〇三	元	四三、七三三	元

中央及特許銀行即ち中央、中國、交通、中國農民の四政府銀行の拂込資本の通計一億七千五百萬元は事變前と變化ないが、その他の銀行に於ては事變前と消長がある。即ち一九三七年六月末現在の拂込資

本と一九三九年六月末現在のそれとの比較に於て省市立銀行、商業儲蓄銀行が各増加、農工銀行、專業銀行が反對に各減少、華僑銀行が不變で結局新式銀行の拂込資本の總計は事變前よりも僅々百萬元足らずを増加してゐる。これ等拂込資本の分配状態を表示すれば次の如くである(前出中外經濟年報による)。

新式銀行拂込資本級別行數一覽表 (各六月末現在)

資本級別	一九三八年	%	一九三九年	%
五萬元以下	五	三	五	四
五萬元以上	一三	八	一三	八
十萬元以上	三	二	三	二
五十萬元以上	三	二	三	二
百萬元以上	五	三	四	三
五百萬元以上	九	六	九	六
一千萬元以上	九	六	九	六
未詳	二	一	四	三
計	一六	一〇〇	一六	一〇〇

此の表につき一九三七年六月末現在の計數と比較して見るに、新式銀行拂込資本として十萬元以下の小銀行と五百萬元以上の大銀行とは事變の影響による銀行の倒閉を見なかつた譯であるが、十萬元以上五百萬元以下の中間の拂込資本額となつてゐる中銀行には特に事變の影響が強く及んでゐることを見出される。即ち事變前の百六十四行から一九三九年の百六十行に此の間四行を減じ、未詳のもの二行を増加してゐるので結局十萬元以上のもの一行、五十萬元以上のもの三行、百萬元以上のもの二行を各減少してゐる。更に新式銀行の事變下における業績を見るに、商業銀行及び儲蓄銀行の主要八行につき示される預金、貸附の數額（各六月末現在）は次表の如くである（前出中外經濟年報による）。

(一) 支那商業銀行八行預金及貸附高 (單位元)

行別	一九三六年	一九三七年	一九三八年
中國	八六、六七、七六六	九三、五九、一三五九	一、三三〇、九〇〇、一七〇
中南	六九、四〇、〇六三	七六、一六、四三、八九	一、三三三、三三、六三
上海	九四、七五、六三五	九四、四七、七、五八	一、〇四三、四一、〇一六
計	二四、六四、七、九六	二六、八五、一、一一	六七、七四、六、二四
附金	九、〇一、八、三八四	九、四七、七、三三〇	一〇、一七、七、三九三
附金	九、〇一、八、三八四	九、〇一、三、三三七	五、五七、七、七六五

(二) 支那儲蓄銀行預金及貸附高 (單位元)

銀行	預金	貸附	計
興業	三、九、〇、二、七六六	三、九、〇、二、八二五	六、八、〇、五、五九一
浙江	三、七、六、六、八三五	三、六、六、〇、二、七三	七、四、三、〇、五八八
實業	三、八、三、三、四、六六	三、五、六、三、〇、七	七、三、九、六、七、三三
中華	一、八、四、五、五、五三	三、〇、六、三、六、〇、七	四、九、〇、九、一、六〇
聚興誠	一、四、四、九、三、〇、九一	一、三、五、〇、七、八、八〇	二、八、〇、〇、一、〇、七
聚興誠	一、三、三、四、七、一、七五	一、七、六、二、四、五、九四	三、一、〇、〇、一、七、一、六九
聚興誠	一、六、七、二、四、五、七四	一、三、一、五、一、六、四、九	二、九、八、七、六、二、二三
聚興誠	一、一、〇、四、八、一、八	一、一、三、九、四、〇、一	二、二、四、三、二、一、八
聚興誠	一、三、六、六、〇、五、一	一、一、〇、三、三、七、四、〇	二、四、六、九、三、九、五
聚興誠	一、二、四、七、五、七、七九	一、三、五、三、七、一、五、三三	二、六、〇、一、二、七、一、一
計	九、三、四、八、五、六一	一〇、一、三、七、六、五、九	一、九、四、八、六、二、一〇

中國	一九三六年	一九三七年	一九三八年
預金	八五、六〇、一、六三九	一〇〇、三九、三、三三八	一〇三、八〇、七、八三五
貸附	五、三六、三、〇、四	五、五九、六、二、四八七	五、七六、〇、三、一、七

計	懸業	聚興誠	中孚	實浙業江	興浙業江	上海	儲蓄會	四行
貸預	貸預	貸預	貸預	貸預	貸預	貸預	貸預	貸預
附金	附金	附金	附金	附金	附金	附金	附金	附金
1,185,500	3,688,359	871,870	3,544,101	4,949,142	8,100,534	3,887,157	4,356,628	8,127,447
1,185,500	3,688,359	871,870	3,544,101	4,949,142	8,100,534	3,887,157	4,356,628	8,127,447
1,185,500	3,688,359	871,870	3,544,101	4,949,142	8,100,534	3,887,157	4,356,628	8,127,447
1,185,500	3,688,359	871,870	3,544,101	4,949,142	8,100,534	3,887,157	4,356,628	8,127,447
1,185,500	3,688,359	871,870	3,544,101	4,949,142	8,100,534	3,887,157	4,356,628	8,127,447
1,185,500	3,688,359	871,870	3,544,101	4,949,142	8,100,534	3,887,157	4,356,628	8,127,447
1,185,500	3,688,359	871,870	3,544,101	4,949,142	8,100,534	3,887,157	4,356,628	8,127,447
1,185,500	3,688,359	871,870	3,544,101	4,949,142	8,100,534	3,887,157	4,356,628	8,127,447
1,185,500	3,688,359	871,870	3,544,101	4,949,142	8,100,534	3,887,157	4,356,628	8,127,447
1,185,500	3,688,359	871,870	3,544,101	4,949,142	8,100,534	3,887,157	4,356,628	8,127,447

(三) 支那商業銀行、儲蓄銀行八行預金及貸附高 (單位元)

總計	一九三六年	一九三七年	一九三八年
預金	1,472,644.8	1,506,107.5	1,866,477.3
貸附	1,175,332.9	1,150,347.7	1,566,477.3

これ等三表は新式銀行中の有力八銀行につきそれらの商業、貯蓄の兩部で取扱つた預金または貸附の金額を拾つたものであるが、右の(三)表の總計によると、一九三六年と一九三八年との比較に於て預金は十四億元から十九億元へ、貸附は十一億元から十六億元へ各増加を示してゐる。而して以上掲記の各種の計數から戦時下新式銀行の動態を概言すれば、(一)新政權領域にはそれらの地方に金融中樞機關を設置する一方、地方的な金融機關を創設また整備して金融の圓滑を期し、蔣政權側では一に軍需品輸入代金の決済に充當する輸出貨物を収集するために機關銀行を蔣介石の獨裁下に吸収して西南、西北地區にその分支店等を増設し、同時に同じ必要のために省市立銀行を間接的に支配しつゝその分支店等を増設した。(二)新式銀行の本店や支店等は戦禍を避けて安全地帯主として上海に集中するに至り、此のために上海にまで蔣政權の支配力を及ぼすことが困難であり、その預金は急速に増加し、上海は遊資に悩んでゐるのであるが、蔣政權の戦時財政を賄ふには多く寄與することができないのである。

更に(三)新式銀行の預金は急速に増大し、また貸附も同様に増加の著るしきものがあるに拘はらず、銀行本店数は減少し而も拂込資本額も原狀依然たるものがある。かくて戦時下新式銀行は蔣政權に依て濫發された法幣が新式銀行に集中堆積されることとなり、その法幣價值が日に底なき釣瓶落しを演じてゐるので、全面的にその賣力を壓縮されることになつた。故に戦時下新式銀行の動態は戦禍の打撃を最小限度に喰止めるべく分支店等を安全地帯に統合して營業地域を收縮したるが、銀行通貨たる法幣の墜落に因てその賣力を甚だしく低減され、嘗て第一次歐洲大戰に惠まれて膨脹した部分を完全に削り取られて了つたのである。最早新式銀行としては蔣政權の財政資本に暴利を貪る如きは全くの無謀となつて、一に確實なる資源に投資する以外に擇ぶ途がなくなつたのである。此の資源は常に政治勢力に依つての確保を必要とするものであるから、皇軍占據地域を安全地帯として營業の本據を握つた民間の諸銀行としては更生支那の新國民政府を支持することとなること明らかである。そこに新式銀行の發展に於ける唯一の大道がある。故にまた此の大道を進むことも必致であり、新式銀行の規定される動向がある。

第七 錢業の戦時動態

錢業と言へば上海の錢莊を思ふ如く上海錢莊は錢業の代表的なものである。従つて此處では上海錢莊を通して錢業の戦時動態を考察するであらう。

一九三七年八月十三日上海戦争の勃發當時新式銀行同様錢莊も打撃を受けたが、併し上海が平靜状態を取戻すに伴れて各地から避難して來る者が多く、また上海に向つて資金も逃避し來るに及び段々上海市場が畸形的な繁榮を呈することとなつた。殊に一九三八年三月聯銀券が生れ、法幣に對する最初の一撃が加へられ、法幣が事變以來支えて來た法定價值對英一志二片二分の一を維持できなくなつた以後錢莊は事變による法幣物價高といふ特別利源を與へられることとなつた。即ち物價高のため錢莊に擔保となつてゐた物品も抵當の土地家屋等も急に浮び上つて來て、俄かに焦げ付いてゐた貸附金が回收されたばかりでなく、新たな資金の需要が起つて錢業營業は大きな利得を占めるに至つた。更に一九三八年は引續く法幣安、物價高に依て錢莊營業の惠まれた一年であつた。特に此の一年は金から物への投機や金即ち此處では外貨また外國證券に對する投機が旺盛であつた一方、人口集中と一般物價高とに因る土地

建物等の奔騰からそれ等不動産買買も未曾有の活況を呈した。以下斯かる畸形的好勢を示した上海錢莊の消長を記録するであらう。

一 匯割錢莊の資力

事變第一年即ち一九三七年上海の匯割錢莊（上海錢莊中最も有力なもの）は合計四十六家であつた。此の數はここ數年來漸減して來た結果であつたが、その後一九四〇年に至るまで斯かる漸減歩調を轉じ得なかつたこと左表の如くである（各年度初めの數をとる）。

時期	匯割錢莊數	時期	匯割錢莊數
一九二四年	八四	一九三〇年	七七
一九二五年	八九	一九三一年	七六
一九二六年	八四	一九三二年	七二
一九二七年	八五	一九三三年	六八
一九二八年	八五	一九三四年	六五
一九二九年	七七	一九三五年	五五

一九三六年	四八	一九三九年	四一
一九三七年	四六	一九四〇年	三八
一九三八年	四三		

斯の如く匯割錢莊は一九二九年以來漸減の歩調を辿り、特に一九三五年の幣制改革は錢莊の固持して來た銀兩を名實共に流通圏外に驅逐すると同時に、一切の在銀と共に現實の銀兩を國有としたので錢莊の打撃は深刻であつた。その機先に事變の突發となつたのであるから、全面的に錢莊營業の衰退となり、伴れて匯割錢莊もその數を減するに至つたものである。今これ等匯割錢莊の資本額を表示せんか次の如くである（財政評論（華文）第三卷第二期吳承禧稿「戰時上海錢業之動向及其出路」による）。

上海匯割錢莊の資本總額變動狀況一覽表（單位一千元）

年別	資本總額	匯割錢莊數	每家平均
一九三四年	一一、七〇二	六五	三四九
一九三五年	一九、三八二	五五	三五二
一九三六年	一八、三八四	五〇	三六八
一九三七年	一九、二二〇	四六	四一六

一九三八年	一七、七六〇	四三	四一三
一九三九年	一六、九四〇	四一	四一三

右により匯割錢莊はその資本金平均三十四萬九千元から錢莊數の減少に反して平均數は大體に漸増して四十一萬三千元（一九三七年は四十一萬六千元）となつてゐる。従つて錢莊營業衰落のうちに比較的資本の豊かなものが残存したことになる。更に各匯割錢莊につき資力分配を見るに次の如くである（前出財政評論による）。

上海匯割錢莊資力分配表

資 本	一九三六年	一九三七年	一九三八年	一九三九年
十萬元以上	四	一	一	一
二十萬元以上	一七	一二	一二	一二
三十萬元以上	二二	一〇	七	七
四十萬元以上	五	八	七	六
五十萬元以上	四	七	九	八
六十萬元以上	三	三	三	三

計	五〇	四六	四三	四一
七十萬元以上	二	二	二	二
八十萬元以上	三	三	二	二

匯割錢莊の消長も新式銀行のそれと同様に資本額の比較的小さなものが事變の打撃を受け五十萬元以上の比較的資本額の大きいものが残存して營業を繼續してゐるのである。

二 錢莊の畸形的發展

事變以來錢莊の營業方針が從來の對人信用から對物信用を重視することに變つて來た。即ち錢莊營業は預金と貸附を主とするものであつて、貸附には取引先に對して専ら對人信用を基調としたのであるが、事變後新式銀行の方式に倣つて大部分の錢莊は對物信用を基調とするに變はり、擔保貸附を重視するようになった。此の事は必らずしも事變の生んだ新現象ではなく事變前に既に萌芽を見てゐた。例へば各錢莊中最も新式銀行の長所を多く採り入れてゐる福源錢莊の例に見ると、一九三六年度營業報告に於て擔保貸附額四百八十五萬八千元に對して當座貸越及び定期貸附僅か百二十五萬一千元、即ち擔保貸

附は貸附總額の八割五分を占めてゐた。斯かる錢莊營業方針上の轉換が事變を契機として全體的となつて來た。それと同時に錢莊も新式銀行の如く信託業務に手を染め、土地建物をも經營するように變つて來たのである。

從來上海の錢莊には匯割錢莊以外に元亨利貞の四等の別があつた。元字莊、亨字莊、利字莊、貞字莊の四等級に別たれ、これ等を小同行とも呼んだ。匯割錢莊は總べて錢業公會（錢莊の同業組合）の會員である。また元亨利貞の四に別たれる錢莊には絶對的な限界のある譯でなく營業範圍の廣狹によるに過ぎない。即ち元字莊は匯割錢莊よりも資本及び營業範圍が狭く、亨字莊は更に元字莊よりも同じく資本及び營業範圍が狭い。利字莊に至つては預金や貸附の業務を經營せず、専ら兌換を營むもの、貞字莊は小額補助貨やその紙幣の兌換と併はせて煙草、紙類、雜貨などを商内するものである。此のほかは錢業公會を結んでゐる錢兌莊がある。錢兌莊の業務は貨幣の賣買と兌換とを主とするものであるが、その下にまた烟兌莊と呼ぶ煙草商を兼ねて兌換に従ふものがある。然るに前記の如く一九三八年三月以後法幣が法定價值を割つて崩れるに及んで、金を初め英磅紙幣とか米弗紙幣の賣買が俄に増加することとなり、右のうち錢兌莊の營業が大いに活況を呈するに至つたのである。

錢兌莊は地金銀の賣買、外貨の賣買、手形の割引等を營業種目に掲げ、貨幣投機が旺盛となるに伴れ

てその利益も増加したものであるが、最初三、四十家に過ぎなかつた錢兌莊が忽ち百家以上を算する状態となり、また四、五萬元の資本金を以て一ヶ年二、三十萬元以上の利益を擧げるものすら現れた。正に事變に因る上海錢莊の畸形的發展に於ける代表的な例を示した。

三 總 括

錢業は事變を契機として擔保貸附に營業方針を換へ、對物信用を重視するようになって來た。それは事變突發のために戦火の洗禮を受け、對人信用の破綻に因ること勿論であるが、それ以外に一九三五年の幣制改革以來維持されて來た法幣の法定價值が崩落して物價の奔騰が起り、土地建物の暴騰が生じて物を有つことが有利となつたため、錢莊投資の對象として物が俄かに有利となつた點にも對人信用から對物信用への轉換を見た理由がある。かくて預金貸附を經營する錢莊の營業基調の轉換が生じ、また法幣の慘落から再び貨幣投機の妙味が出で錢兌莊の特殊營業領域が生じ、そこに錢莊の畸形的發展を代表する錢兌莊の發展がある。

第八 以上の要約—事變後の支那側金融機關の動向

錢莊を以て總稱される舊式金融機關は事變前既に没落の悲境に在り、また新式銀行を指稱する新式金融機關は錢莊を壓倒して漸次各種支那側金融機關のうちに支配的地位を占めた。蔣政權は此の新式銀行に對する統制權を掌握して窮乏財政を賄ふに必要な紙幣發行の獨占權を確立すべく諸般の準備工作を進め、遂に一九三五年十一月の幣制改革を實行し、未だ完成とは言ひ得なかつたが、中央、中國、交通、中國農民の四銀行をして政府機關の法幣發行銀行としたのである。而して二箇年後には中央銀行を改組して中央準備銀行に發展させ法幣の發行を獨占することをも豫定したのであるが、偶々支那事變の勃發するあり、新舊金融機關は戦火に曝されることとなつた。事變後蔣政權は皇軍の進撃に依て支那金融の中心地たる上海を喪ひ、首都南京を逐はれ、更に沿海重要市場を次から次へと屠られたため奥地重慶に遁走を餘儀なくした。かくて蔣政權は聲を大にして西南、西北地區の經濟開發の進展を宣傳し、金融機關の同地區への進出を勧誘することとなつた。同地區に金融機關の進出を必要とした最大の理由はこれ等機關を通して貸附を行ひ、それに擔保する物資を收集して外貨獲得のための輸出を行はんとするに在

つた。それは決して同地區進出の金融機關に對して特別有利な條件を供與するものでも、また現實の利源を提供するものでもなかつた。結局笛を吹けども人躍らずで一般民間金融機關の同地區進出の如きは全く數ふるに足らず、獨り政府機關の四銀行や省市立の半政府機關銀行の分支店などが増設されるに過ぎなかつた。事變以來計數の上に於て分支店の増加を見たのは右の事情に由るものにほかならぬ。

蔣政權側の政府機關銀行や半政府機關銀行が奥地に金融網を擴充するとき、例へば中央銀行が本店を重慶に移し、中國及び交通の兩銀行が國外の香港に本店を移した如く、皇軍占據地から離れて行つたのであるが、併し一般の民間銀行に至つては全然これ等の政府關係銀行と方向を異にし、一時戦火を避けて地方の安全地帯に移つたものの、皇軍占據地域に於ける急速な治安恢復、戦後復興に誘はれ段々原營業地に復歸するに至つた。特に上海の繁榮がこれ等民間銀行の上海集中を招來した。即ち戦火の下に在る各民間銀行は或は本店を上海に移し、或は分支店等を上海に集中することになつたのである。蔣政權側は法幣を奥地に吸収して國內軍政費の支拂に充てるため、民間銀行や華僑に向ひ西南、西北への投資を奨励してゐるのである。然るに蔣政權の資金誘導策は何等の効果もなく、此方面への資金の移動の如き寥寥言ふに足らず、結局資金は上海に集中堆積される現狀である。資金の上海集中に就ては上海の遊資四十億元説、また六十億元説などあるが、それによると次の如くである。

(一) 上海遊資四十億元説 一九三九年九月第二次歐洲大戰勃發後上海の大量資金は主に香港及び南洋方面より上海に逃避したもので、同年末上海に集中し居れる資金は實に總額三十億元前後に達し、一九四〇年に入り、遊資は更に急激に増加して現在までに恐らく四十億元以上となつてゐるであらう。(一九四〇年五月當時)

(二) 上海遊資六十億元説 一九三九年に於ける上海の遊資は五十億元と云はれるが、一九四〇年六月當時六十億元と見られ、此の間十餘億元の増加を示してゐる。此のうち二十億元は商品に換へられ、二十億元は各銀行に預金され、また十億元が上海西部の各工場に投資され、残額の十餘億元が投機に向けられてゐる。(一九四〇年六月當時)

假りに右のうち後者の上海遊資六十億元説によると、所謂上海遊資六十億元のうち商品投資二十億元の七割を銀錢業投資、二割を商店投資、残餘の一割を一般素人筋の投機と見れば、十四億元は銀行預金が振向けられたことになり、更に工業投資を六億元と見て之も銀行預金が振向けられたとすれば合計二十億元となり、右記銀行預金二十億元の全額が銀錢業者の手を通して間接に商品及び工業投資に變形してゐる計算である。右記の純然たる投機資金十億元が銀錢業の手持現金から出てゐるとすれば、大體に於て銀行預金に相當する二十億元及び銀錢業手持現金の十億元の合計三十億元が現實の遊資といふこと

になる。従つて蔣政權が民間銀行の資金を吸収するため種々畫策するに拘はらず、資金は却て益々上海に集中してゐるのである。此の事實こそは最も明瞭に蔣政權に對する支那側金融機關の動向を指示するものである。即ち蔣政權側に立つてゐるかに見える支那側金融機關の現状は不即不離のうちに目先の利得を追つてゐる。かくて事變後に於ける支那側金融機關の實情は表面上尙ほ蔣政權に協力を装ふとは謂へ、裏面に於ては資金の西南、西北集中策に何等呼應するところなく、法幣の慘落に拍車をかける金塊、爲替を初め商品や土地建物への買投機に戰爭利得を求めてゐる。そこにまた事變後の支那側金融機關の動向が極めて鮮明に織出されてゐるのである。

昭和十六年六月十一日印刷
昭和十六年六月十四日發行

【非賣品】

發行所

財團
法人 金融研究會

東京市日本橋區室町二丁目一番地一

財團法人金融研究會內

發行者 飯塚清

東京市日本橋區室町二丁目一番地一

印刷者 北川武之輔

東京市京橋區銀座四丁目四番地七

印刷所 株式會社 細川活版所

東京市京橋區銀座四丁目四番地七

不許
複製

財團法人金融研究會圖書目錄

圖書之部

- (一) 國民貯蓄の現状 (絶版)
- (二) 郵便貯金の運用
- (三) 生命保険と金融 (絶版)
- (四) 銀行集中の大勢 其壹 米國之部 (絶版)
- (四) 銀行集中の大勢 其貳 英國之部
- (五) 中華民國幣制と金融 附錄其壹
 中華民國貨幣制度及銀問題文獻集錄
- (六) 滿洲國幣制と金融
- (七) 我國に於ける銀行合同の大勢
- (七) 我國に於ける銀行合同の大勢 (追加其一)
- (八) 米國金融市場金利に就て (絶版)

- (九) カナダに於ける中央銀行創設問題
 - (一〇) アメリカ復興金融會社の機能概要
 - (一一) 輸出信用保證制度に就いて 其壹 (絶版)
 - (一二) 中華民國幣制と金融 第壹部 銀問題
 - (一三) 金輸出再禁止後の我國金融事情 (絶版)
 - (一四) 英國に於けるユニット・トラストの機構
 - (一五) 最近の世界金融情勢
 - (一六) 我國金融事情 第一卷
 - (一七) 世界金融情勢 第二卷
 - (一八) 世界金融情勢 第三卷 (近刊)
- 別冊 金融資料 第一號乃至第二十二號
- 第一號附錄 金融日誌
- 第三號附錄 我國商品相場統計表 (絶版)

講演集之部

- (一) 兒玉謙次氏 日英米金融事情 (絶版)
- (二) 須越善重郎氏 國際貿易と金融 (絶版)
- (三) 井上辰九郎氏 英國の金融組織と英蘭銀行の機能
- (四) 森 賢 吾氏 國際金融 (絶版)
- (五) 五十嵐直三氏 金と銀とに就て (絶版)
- (六) 深井英五氏 金の價值と通貨の價值 (絶版)
- (七) 結城豐太郎氏 最近十年間に於ける我財界の動き(絶版)
- (八) 明石照男氏 金融界最近の趨向 (絶版)
- (九) 津島壽一氏 世界經濟と國際貸借(絶版)
- (一〇) 梶原仲治氏 中小農商工業者に對する金融に就て(絶版)

- (一一) 田中鐵三郎氏 國際決済銀行と世界恐慌(絶版)
- (一二) 矢野恒太氏 保險金融に就て
- (一三) 馬場鉄一氏 不動産金融
- (一四) 馬場鉄一氏 財政と金融に關する若干の問題
- (一五) 鈴木嶋吉氏 圓貨の價值に就いて(絶版)
- (一六) 藤原銀次郎氏 中小工業の金融に就いて(絶版)
- (一七) 富田勇太郎氏 フラン切下を中心とする國際通貨問題
歐米の財政經濟事情
- (一八) 杉本正幸氏 不動産金融に就て
- (一九) 村田省藏氏 海運及び海運金融 (絶版)
- (二〇) 田中鐵三郎氏 滿洲の經濟並に金融に就いて
- (二一) 竹内可吉氏 我國統制經濟に就いて

叢書之部

- (一) ボール・アインツヒ 獨逸外債政策の批判
- (二) 高木壽一編 經費理論・租稅負擔能力・賣上稅問題
- (三) 町田義一郎抄譯 貨幣及び金融政策の將來
- (四) 金原賢之助譯 銀行金本位制度の沒落
- (五) 高瀬莊太郎講述 企業財務の分析
- (六) 松好貞夫著 明治維新後に於ける兩替商金融
(兩替商金融史第三部)
- (七) 宮田喜代藏講述 經營と經濟との基本關係 (絶版)
- (八) 慶應義塾財政學 金融研究會譯 ナチス・ドイツの經濟及び金融
- (九) 町田義一郎共譯 佛蘭西最近の財政・經濟政策
- (一〇) 吉田啓一著 近世の産業と兩替商金融
(兩替商金融史第一部)
- (一一) 松好貞夫著

(一一)

佛國家貨關係法規

(一二)

ケー・イー・プー

ナチス・ドイツの金融政策 上卷

(一三)

木村増太郎著

事變下の支那銀行

(一四)

ケー・イー・プー

ナチス・ドイツの金融政策 下卷 (近刊)

(一五)

木村増太郎著

事變下の支那金融及び金融機關



11880

11880

CL
NO. 11880

